

平成28年第8回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月6日から12月16日（11日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	12 月 6 日	火	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 陳 情 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	12 月 7 日	水		委員会	
第 3 日	12 月 8 日	木		委員会	
第 4 日	12 月 9 日	金		休 会	
第 5 日	12 月 10 日	土		休 日	
第 6 日	12 月 11 日	日		休 日	
第 7 日	12 月 12 日	月	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 8 日	12 月 13 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	12 月 14 日	水		休 会	
第 10 日	12 月 15 日	木		休 会	
第 11 日	12 月 16 日	金	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまから、平成28年第8回能登町議会12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、12人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本12月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月16日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

9番 南 正晴君、

10番 向峠 茂人君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（鍛冶谷眞一）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会議に、町長より別冊配布のとおり、議案33件が提出されております。

次に、町長から（こどもみらいセンター）についての報告があり、報告第9号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成28年8月分、9月分、10月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご

了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3、議案第86号「平成28年度能登町一般会計補正予算」から、
日程第35号「公の施設の指定管理者の指定について」までの33件を一括
議題といたします。

提案理由の説明

議長（鍛冶谷眞一）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君

町長（持木 一茂）

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入りまして、今年も残すところあと僅かとなりました。

日々、寒さが増してきておりますが、去る11月24日には、関東地方を中心に大雪注意報が発令され、東京都心では昭和37年以来54年ぶりの降雪となり11月としては、観測史上初の積雪ともなりました。

首都圏で本県より早く初雪日となる大変珍しい現象となりました。

気象庁が去る11月25日に発表した12月から2月までの3カ月予報によりますと、北陸地方は気温、降水量、積雪量ともに平年並みの予報ではありますが、暖冬少雪だった昨冬に比べると一時的に大雪の場合もあるとされています。

現在のところ気温は高めに推移しておりますが、備えあれば憂いなしというとおり、何か起きる前に早めに冬タイヤを装着し安全運転を心掛けていただきますようお願いいたします。

また、本格的な冬に入り、寒さが厳しくなりますが、火の取り扱いや、暖房器具の消し忘れ等には十分に注意されますよう、お願いいたします。

さて、今年1年を顧みますと、多くの自然災害が発生いたしました。

4月に熊本地震が発生し、多くの方々に甚大なる被害を及ぼしました。

能登町とも関係の深い東海大学でも阿蘇キャンパスが被災し、未来ある若者

の尊い命が犠牲となりました。

8月末には台風10号による水害で、北海道や岩手県を中心に甚大な被害をもたらしました。

また、11月には、福島沖で発生した地震により津波が発生しました。5年前に発生した東日本大震災の津波を想像しましたが、今回は最高で1メートル強ということでした。

前回の教訓を生かし、人的被害は無かったようで、胸をなでおろしました。

こうした自然災害は、いつ、いかなる場合で発生するか、予測することは困難であり、地震や津波などの自然災害は、時として、想像を超える力で襲ってきます。

常日頃から、災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ち着いて行動できるようにしておくことが、被害を最小限にする非常に重要なことであると言われております。

自分の身に危険が迫っていることを認識し、安全な経路で避難する知識を身に付けることが、個人の命を守る最大の防災対策であります。

去る10月5日に発生しました台風18号では、町として初めて自主避難所を開設したところ、17か所の避難所に最大39名の方が避難されました。

台風の進路予想に反して、影響は余りありませんでしたが、町としても「空振り」は「町民の生命・財産を守る」ための保険であり、結果として災害が起こらなかった場合でも、「空振りで良かった」という考え方をされますよう、町民の皆様には、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、去る11月7日の臨時会議で、新しい議会組織がスタートいたしました。

この12月定例会議から新たな体制で議会活動が始まりますが、町民の皆様の負託に応えるため、議会運営が活発になされることをご期待するとともに、町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、興能信用金庫が実施した7月から9月期の中小企業景況調査によると、能登を中心とする営業地域の業況判断指数は、前年比プラス5.8ポイント改善していると発表されました。

原因は、住宅建設の需要から能登地区の木材業の売上による収益の増加と、観光客等の入り込みの増加で改善を示し、それに伴い小売業・サービス業でも明るさが見られましたが、地場産業においては、売上減少や収益低下により悪化を示す企業も多くありました。

現在、平成29年度当初予算の編成期を迎えておりますが、このような厳しい経済状況の中で、「能登町第2次総合計画」「能登町まちづくり計画」「能登町創生総合戦略」を踏まえ、能登町発展と住民福祉の向上を目指し、住んで良か

ったと言える町づくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別の御理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会議にご提案いたしました議案33件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第86号から第94号までは、一般会計及び特別会計、事業会計予算の補正であります。

主な補正内容は、新統合庁舎整備にかかる地質調査費の追加をはじめ、国の第2次補正予算に伴う県営事業負担金の追加や、事業費の確定による組替えや調整であります。また、人事院勧告や人事異動による人件費の調整等の組替えや追加を行い、今回補正予算として提案させていただきました。

議案第86号「平成28年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8381万5000円を追加し、予算総額を、155億5792万3000円とするものです。

歳出から説明いたします。

第1款「議会費」は、122万5000円の追加であります。人件費の調整をはじめ、議会運営事務費の追加であります。

第2款「総務費」は、1億3240万2000円の追加であります。

第1項「総務管理費」において、一般管理費では、特別職及び一般職の人件費の調整であります。

財政管理費では、平成25年度に交付された震災復興特別交付税の精算による過大納付返還金の追加であります。

基金管理費では、減債基金において、今回の補正の財源調整による積立金を追加したほか、過疎地域自立促進特別事業基金の起債限度額調整に伴う積立金の減額であります。

企画費は、社会保障・税番号制度や法人住民税・固定資産税法改正の対応にかかる、奥能登広域圏事務組合への共同電算費負担金の追加であります。

地域振興費では、住宅改修等助成金において実績を見込み追加を行っております。

交通対策費は、のと里山空港利用促進事業における、首都圏からの誘客ツアー一客の実績を見込み、誘客促進事業補助金を追加するものです。

新統合庁舎整備費では、地質調査の結果、より詳細な調査が必要と判明したことから、調査費を追加計上するものです。

第2項「徴税费」、第3項「戸籍住民基本台帳費」は共に、人件費の調整であります。

第4項「選挙費」は、人件費の調整のほか、参議院議員通常選挙費及び石川

海区漁業調整委員会委員選挙費の確定による減額であります。

第5項「防災費」では、自主防災組織リーダー育成事業において、防災士の受講希望者の増により負担金を追加しております。

第6項「統計調査費」は人件費の調整であります。

第3款「民生費」は、2574万5000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、民生委員推薦会の開催を見込み、所要経費の追加を行っております。

社会福祉施設費は、寄附採納に伴う老人福祉施設の備品購入費の追加であります。

障害者福祉費では、全国在宅障害者等実態調査の調査区に当目地区が指定され、新たに調査費を計上したほか、障害者医療費助成や障害者自立支援給付に係る扶助費について、実績を見込み追加しております。

また、介護保険費及び国民健康保険費は、それぞれ特別会計への繰出金の減額であります。

第2項「児童福祉費」において、児童福祉総務費では、人件費の調整や、学童保育事業で過年度精算に伴う補助金の償還金を追加したほか、ファミリーサポートセンター事業において、新たに病児保育を実施することとし、宇出津総合病院の病室使用料を追加しております。

児童措置費では、対象児童数の確定による、児童手当の追加であります。

児童福祉施設費において、私立保育所運営費では、国庫補助の採択を受け、小木保育園で保育業務支援システムを導入するほか、松波保育園では、防犯対策強化のため、門扉整備の補助金を追加いたしました。また、私立保育所委託費において、公定価格の改定を見込み扶助費の追加を行っております。そのほか、過年度運営費の精算による償還金の追加も行っております。

第4款「衛生費」は、192万2000円の減額であります。

第1項「保健衛生費」において、保健衛生総務費は、人件費の調整であります。母子保健費では、次世代育成支援対策事業の過年度精算に伴う国庫補助金償還金の追加であります。

また、環境衛生費は、斎場管理費における非常勤職員の人件費調整を行ったほか、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金の追加を行っております。

病院費では、寄附採納に伴う病院事業への負担金の追加であります。

第2項「清掃費」は、人件費の調整であります。

第3項「水道費」においては、簡易水道特別会計への繰出金を減額しております。

第6款「農林水産業費」は、4148万2000円の追加であります。

第1項「農業費」において、農業委員会費では、人件費の調整のほか、農業

者年金業務事業において、委託金の確定による事務費の追加であります。

農業総務費は、人件費の調整であります。

農業振興費では、農林産物総合センターの受水槽ポンプの修繕費を計上したほか、担い手確保・経営強化支援事業として、新たに国庫補助の採択を受け、有限会社ワールドファームが導入する農業資機材の購入補助金を追加しております。また、多面的機能支払事業では、協定農地の見直しや確定による交付金の減額をはじめ、過年度交付金の精算による償還金の追加であります。

農地費では、県営老朽ため池整備事業において、国の第2次補正予算により福光地区、上長尾地区の事業費が追加となったことから、負担金を追加するほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加いたしました。

第2項「林業費」は人件費の調整であります。

第3項「水産業費」において、水産業総務費は、人件費の調整のほか、漁業集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

水産業振興費では、宇出津新港で建設中の、宇出津港水産物鮮度保持・加工処理施設の竣工式に係る所要の経費を計上いたしました。

漁港管理費は、羽根漁港で行う浚渫事業費の追加であります。

第7款「商工費」は、302万2000円の追加であります。

商工総務費では、人件費の調整を行ったほか、観光費において、平成29年3月に石川県立音楽堂で開催予定の「第12回国内観光活性化フォーラム in いしかわ」の実行委員会に対する補助金の追加であります。

第8款「土木費」は、1億885万5000円の減額であります。

第1項「土木総務費」では、人件費の調整を行っております。

第2項「道路橋りょう費」において、道路橋りょう新設改良費では、補助内示の確定により、社会資本整備総合交付金事業費では減額し、道整備交付金事業費では追加を行ったほか、それぞれ組替調整を行っております。

第5項「都市計画費」において、人件費の調整のほか、公共下水道事業特別会計への繰出金の追加であります。

第6項「住宅費」は、人件費の調整であります。

第10款「教育費」は、1096万4000円の追加であります。

第1項「教育総務費」、第2項「小学校費」、第3項「中学校費」はいずれも、人件費の調整であります。

第4項「社会教育費」において、人件費の調整のほか、公民館費では、鶯川公民館の合併浄化槽整備費配管工事費を追加計上しております。

また、文化財保護費では、文化財保護事業において、県指定建造物「中谷家住宅」への住宅自動火災報知設備設置に係る補助金を計上したほか、真脇遺跡縄文館管理運営費において事務費を追加するとともに、松波城址整備事業では、

補助内示の確定により、発掘調査区域の拡張に係る経費を追加しております。

そのほか、ドブネ収蔵庫整備事業における国庫補助金の確定に伴う財源の調整を行っております。

第5項「保健体育費」は、人件費の調整であります。

第12款「公債費」は、3104万8000円の減額であり、その内容は、元利均等償還の利率見直しによる元金償還額の追加、及び利率の確定による減額であります。

以上、この財源として、歳入において、「地方特例交付金」「地方交付税」「分担金及び負担金」「国庫補助金」「寄附金」「諸収入」を追加し、「県支出金」「繰入金」「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第87号は「平成28年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。

保険事業勘定において、50万3000円を追加し、予算総額を、32億3925万8000円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整のほか、社会保障・税番号制度や、事業費納付金算定システムへの連携対応などに係る、奥能登広域圏事務組合への共同電算費負担金の追加であります。また、「保険給付費」では、一般被保険者療養費及び退職被保険者等高額療養費確定見込みによる保険給付費の追加であります。この財源として「国庫支出金」を追加し、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第88号は「平成28年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」です。

保険事業勘定で、913万円を減額し、予算総額を、29億1185万6000円とするものです。

歳出の内容は、各事業にわたり人件費の調整を行ったほか、社会保障・税番号制度に係る奥能登広域圏事務組合への共同電算費負担金を追加するものです。

この財源として、「繰入金」を減額し、収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定では、2万9000円を減額し、予算総額を2803万5000円とするものです。

歳出の内容は、人件費の調整であります。「繰入金」を減額し、収支の均衡を図りました。

議案第89号「平成28年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、6103万5000円を減額し、予算総額を6億599万2000円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行ったほか、経営戦略策

定経費に係る、他会計受託収入による財源の調整を行っております。

また、「建設改良費」では、補助金の確定に伴う事業費の減額であります。

この財源として、「繰入金」「諸収入」を追加し、「国庫支出金」「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第90号「平成28年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、172万1000円を追加し、予算総額を、4億3642万1000円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整のほか、下水道事業の経営戦略策定に係る委託費の追加であります。

この財源として、「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので、よろしくお願いいたします。

議案第91号「平成28年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、170万8000円を追加し、予算総額を、4505万2000円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整のほか、下水道事業の経営戦略策定に係る委託費の追加であります。

また、「公債費」では、資本費平準化債の限度額調整に伴う、財源の組み替えを行っております。

この財源として、「繰入金」を追加し、「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので、よろしくお願いいたします。

議案第92号「平成28年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」は、913万8000円を追加し、予算総額を、7293万9000円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、一般管理費では、人件費の調整を行ったほか、施設管理費では、ブローア－交換等施設の修繕費を追加いたしました。

「建設改良費」では、補助額の確定に伴う事業費の追加であります。

また、「公債費」において、資本費平準化債の限度額調整に伴う、財源の組み替えを行っております。

この財源として、「県支出金」「繰入金」「町債」を追加し、収支の均衡を図りましたので、よろしくお願いいたします。

議案第93号「平成28年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」は、5608万6000円を減額し、予算総額を4億5331万6000円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」で、人件費の調整したほか、「建設改良費」においては、補助金の確定に伴う事業費の減額であります。

この財源として、「国庫支出金」「繰入金」「町債」を減額し、収支の均衡を図

りましたので、よろしくお願いいいたします。

議案第94号「平成28年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収支で、50万円を追加し、総額を24億5835万9000円とするものです。

内容は、「医業費用」において、人件費の調整を図ったほか、薬品費を減額するとともに、病院事業への寄附採納を受けて、備品購入費を追加しております。

収益的収入として、一般会計負担金を追加しております。

次に、議案第95号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、去る8月8日付けの人事院勧告を受けて、期末手当を現行の年間支給月数3.15月分から0.10月分を引き上げ、3.25月分とするものであります。

次に、議案第96号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、去る8月8日付けの人事院勧告を受けて、民間労働法制の改正内容に即した改定を行うため、介護休暇の分割及び介護時間の新設等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第97号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」は、去る8月8日付けの人事院勧告を受けて、期末手当を現行の年間支給月数3.15月分から0.10月分を引き上げ、3.25月分とするものであります。

次に、議案第98号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、去る8月8日付けの人事院勧告を受けて、期末手当を現行の年間支給月数3.15月分から0.10月分を引き上げ、3.25月分とするものであります。

次に、議案第99号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、去る8月8日付けの人事院勧告を受けて、給与条例の一部を改正するものであります。

本年度の人事院勧告は、景気回復で民間企業の賃金水準が回復したことを受けて、公務員と民間事業所の給与比較において、月例給及び特別給のいずれも民間が公務員を上回っていたことから、月例給を、0.2%の引き上げ改定を行うものであります。

賞与につきましては、民間事業所における支給状況を反映して、現行の年間支給月数4.20月分から0.10月分を引き上げ、4.30月分とするものであります。

なお、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げることとし、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均衡になるよう配分するものであります。

また、扶養手当についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第100号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員法の一部改正により、対応する条項ずれの改正を行うものであります。

次に、議案第101号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第102号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第103号「能登町ひとり親家庭医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」は、児童扶養手当法及び同法施行令の改正により、対応する条項ずれの改正を行うものであります。

次に、議案第104号「能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されたことにより、地域密着型サービスに新たに「地域密着型通所介護」が創設されることとなり、介護保険上のサービス基準は、厚生労働省令基準に基づき各自治体の条例で制定することになったこと。

また、指定介護認知症対応型通所介護においても運営推進会議の設置が義務付けられたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第105号「能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されたことにより、指定介護認知症対応型通所介護において、新たに運営推進会議の設置が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第106号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行令の改正により、介護保険認定審査会委員の任期を3年とすることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第107号「公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定について」は、薬剤師の確保と郷土の医療を支える人材育成に寄与することを目的に修学資金を貸与するために制定するものであります。

次に、議案第108号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水

産物加工処理施設（建築）工事」の議決の一部変更については、本年6月の第3回能登町議会定例会で可決されました請負契約の締結について、契約金額に変更が生じたため、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件については、厚生労働省が積極的に推進している食品衛生管理の国際標準である HACCP（ハサップ）に対応した施設とするため工事内容の一部を変更するもので、契約金額2億3598万円から、1609万2000円を増額し、契約金額を2億5207万2000円に変更するものであります。

次に、議案第109号から議案第118号までの10議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。いずれの施設も指定管理者の指定期間が平成29年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者の指定を行うものであります。

この議案につきましては、去る11月11日の能登町公の施設指定管理者選定委員会の承認を受けて地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、指定管理者の選定委員会では、地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間については、営利を主たる目的にしている施設については3年間、福祉施設など管理を主たる目的にしている施設については5年間としておりますので、宜しくお願いいたします。

はじめに、議案第109号「公の施設の指定管理者の指定について」は、「能都共同社会福祉会館」についてであります。この施設の管理運営につきましては、同一施設に事務所を有する能登町商工会に再度指定管理をお願いするものであります。

また、指定期間につきましては新庁舎建設予定地にかかるため、平成29年9月30日までとするものです。

次に、議案第110号は、「ふれあいの里施設」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから、金沢市のアサヒ株式会社・株式会社アドバンス社・株式会社メディアンコンサルティンググループの代表者であるアサヒ株式会社に再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第111号は、「セミナーハウス山びこ」及び「ふれあい工房」についてであります。これらの施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから、株式会社山びこに再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第112号は、「国民宿舎能登やなぎだ荘」他4件の観光施設及び付属施設8件についてであります。これらの観光施設につきましては、管理運

営のノウハウが蓄積していることから、株式会社能登町ふれあい公社に再度指定管理をお願いするものであります。

次に議案第113号は「遠島山公園」及び「能登広域勤労青少年ホーム」についてであります。これらの施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に議案第114号は老人憩いの家「たなぎ荘」ほか4施設についてであります。これらの施設につきましては、兼ねてから能登町社会福祉協議会が管理運営を行っており、再度指定管理をお願いするものです。

次に、議案第115号は「みずほ障害者支援センター」についてであります。

旧瑞穂保育所を改築し事業を行っているものであり、社会福祉法人礎会に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第116号は「藤波サービスセンター」及び「七見サービスセンター」についてであります。これらの施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから石川県社会福祉事業団に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第117号は、体育施設である「能都体育館」他17件及び文化施設である「郷土館」他5件についてであります。これらの施設につきましては、公的施設の管理運営であり、株式会社能登町ふれあい公社に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第118号は、「柳田体育館」及び「柳田野球場」についてであります。これらの公的施設の管理運営につきまして、能登町シルバー人材センターに、指定管理をお願いするものであります。

以上、本定例会議に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3 議案第86号から、日程第35 議案第118号までの33件に

についての質疑を行います。

質疑は、大綱的な内容でお願いします。質疑ございませんか。

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私、第108号 宇出津港水産加工施設（建築）工事の一部変更についての議案について、私の所感でございますが、詳細は委員会に振るとして、きょうは大まかな点について確認をしたいというふうに思います。

まず建築工事について、1番目のアルミ製建具追加については、西に天窓、北の出入り口がオーバースライダーから観音開きドアに変更されているが、なぜ変更が必要になったのか。それから2番目、機器工事の電解水生成装置が独立型から集中生成型に変更になっているが当初これはできなかったのか。それからもう一つ、防熱設備工事、08番についてでございますが、レイアウトの変更によると追加がある。各室に仕切りがあったと思うんですね。この仕切り部分をこの8番の部分に当たらないのか。これは考慮していないのか。この3点について確認をしたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

農林水産課長 桶間実君。

農林水産課長（桶間実）

市濱議員さんのご質問にお答えいたします。

まず第1番のアルミサッシの件でございますが、これにつきましては配置の変更というものがまずございまして、解凍室が加工室に隣接した配置となっております。入出荷準備室を通る形になっておりましたので、好ましくないという専門家の指導を受けまして見直しを図ったということで、まず加工室の将来を見据えて広く使用したいとの意向もございまして、広くしたことによって排煙設備の設置が必要になりました。建築基準法が100平米を超える場合は排煙設備が要るわけですが、そのために天窓を3カ所ふやしたということでございます。

それから2番目の電解水生成装置の件ですけれども、これも当初4カ所であったわけなんです、それは小型で一つ一つ個別のものであったわけなんです、それについても加工室が広がったということで、使い勝手を考慮して7カ所に送水をしたいという指定管理者の意向を受けまして、独立型の電解水生成装置を集中生成装置に変えたということでございます。

それから電動防熱扉工事の追加なんです、もともと冷凍庫内に1カ所、そ

れから解凍庫のほうにも1カ所ということで2カ所あったわけなんです、それをプラス1、1ということで2カ所にしております。2カ所にした理由といいますのは、解凍室のほうは移動したことによって温度が解凍室のほうは10度、それから加工室のほうは15度というようなことで、その辺の差がありまして、そこは一つでよかったです。今回の場合は、解凍室と入出荷準備室の差が25度から5度になったということで、そこにはもう一つ扉が必要になったということで、その扉については2カ所追加になったということで、ご了解をお願いいたします。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

市濱議員、所属委員会のことで、もっと大綱的な質問かと思ひましてこれを許可しましたが、具体的な話については委員会のほうで質疑をお願いいたします。

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

たびたび議長にはお世話になりますが、私は、次、質問する前に、農林水産課長に詳細に説明していただいてありがとうございましたというふうにお話をしたいなと思っております。この問題の本質、これから私それを話したいなと思います。よろしいですか。

議長（鍛冶谷眞一）

大綱的な内容でお願いいたします。

4番（市濱等）

このレイアウト変更は、町長の説明によりますと、農林水産省の指導もあったというふうに聞きますが、設計業者の経験不足も大変ウエートを占めておるのではないかなど。実際に使用される担当者、ここで言うところの指定管理業者が不在のところでは設計、それから工事が進んでいることに私は問題があったのではないかなどというふうに思うんです。建物が先に建って、加工業者が後で決まる。事業そのものの取り組み自体が私は順番が違っているんじゃないかなどというふうに思うんですね。

この無駄な1、600万円、これは大変な金額であると思ひますね。この責任を誰がとるのか。なんじの俸、なんじの禄は民の膏、民の脂なんです。これはやっぱり国民の血税です。どう思いますか、町長。町長にこの思い

を少し聞きたいなと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の工事費の追加に関しましては、決して無駄だとは思っておりません。今ほどおっしゃいましたように、厚生労働省が積極的に推進しているHACCPに対応するための追加工事ということでもありますので、やはり職員の衛生管理の向上にはこれが必要かなという思いで今回追加させていただいております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

先ほども農林水産課長は説明の中に、実際に指定管理者の要望に応えたというようなこともお話がありました。これは全体を見ても、どの工事を見ても、私はなぜこういう発言をするかということ、中途に大変な変更工事が出てくるといことがたびたび今までの事業の中にあるわけなんです。できるだけ私は最後の最後までしっかりと協議をして事業にとりかかっていたいただきたいなというふうなことを思って質問をさせていただいております。

そして老婆心ながら、この建物の加工場は西向きに建っております。これは西日で食品が大変腐敗するおそれもあります。せつかくやられることですから、食中毒とかそういうことも十分に注意して取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑はありませんか。

10番 向峠茂人君

10番（向峠茂人）

先ほど町長の提案理由の説明の中に、指定管理のるる説明がありました。この中に、提案理由の説明を聞いていると、運営のノウハウが蓄積していることから、そういう箇所が幾つも出てきますね。こうした場合、今回の議案第110号の場合も、この間の全協に私お伺いしましたけれども、ノウハウの蓄積

があるからというそういう理由になると、今後、指定管理を終えて、また新しい3年たった後の新しい指定管理がエントリーした場合、こういう言葉を執行側が常に頭の中に置いていると、いい提案、新しい指定管理の会社がもし出てきたとした場合、指定管理のノウハウがないから、蓄積がないからということで、私はひどい温度差があるんじゃないかと思うけれども、こういう言葉を提案理由の中で説明すると、今度の3年後にまた新しい指定管理が出てきた場合は、経営のノウハウの点でいうと、どういう執行側は説明をいただけるんですか。みんなにわかりやすいご答弁をいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回、提案理由の中ではノウハウの蓄積ということをおっしゃっていただきましたけれども、これまで、ふれあいの里の管理運営に関しましても全く問題はなかったということで、これからもぜひ頑張って続けていただきたいという思いで今回提案させていただいております。

ただ、議員がおっしゃるように、もし別の会社なりグループがそういったいい提案をしてきた場合には、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑はありませんか。

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

指定管理のこの箇所とは言いませんが、分離的に発注というか公募してもよかったのではないのかな、そういうまず一つお聞きしますが、協議、検討というものはなされた経緯があるのかないのか、まず冒頭にそれを聞かせていただければありがたいかなと。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、数年前の話ですけれども、最初に民間なり指定管理に出すときには分

離も考えました。しかしながら、分離した場合に不都合も出てくるようなところもありましたので、今回それ以降はまとめた指定管理ということですので、最初には分離ということも協議はさせていただきました。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

私の思いを述べさせていただきますので、ぜひ今後の3年間において真剣に検討していただきたいという思いを述べさせていただきます。

話はさかのぼりますが、大変申しわけない事例を申し上げます。

能都中学校の解体時のときに、1億ぐらいの予算かなと、そういう工事が発注されるときに二転三転というような話を聞きました。2分割にする、3分割にする、4分割にするという話。私は、地元の業者さんも大変大事だけれども、1億ぐらいの仕事で解体事業になると、一般公募であろうが入札であろう、開いてみないとわからないけれども、大体2割、3割というのはこのあたりの平均値かなと。その残額はどうなるの。そういうことも思えば、3つにしようが4つにしようが町の指名審査の基準の中でいくと、よく経験がないとかそういう形で指名がなされて、いやいや、こんな場合もあるからこういうふうにしなくて経験を積み重ねることができないんじゃないのと申しあげましたところ、ぜひとも能登町の業者さんにも参画をしていただきたいために。ああ、そうか。それは大変大事なことやということで、私の思いを自分で潰しました。なるほどそれは大変大事なことや。これから先そういうことを考えていかなきゃならん。となると、私は管理部門等々に関しては、能登町管内にもそれなりに管理する資格を持った業者さんもおいで。そのとき、その場の答弁をあわせてみると、私は不満に思うわけであり、正直な話。

ということで、この3年間において、施設管理と管理の部門とは別ですけれども、そういう形の中で地元の業者さんに参画していただいて私はいいと思えますので、そのあたりをしっかりと、さきに申しあげたこともちゃんと頭に置きまして協議、検討していただきたいということを切にお願いをしておきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

答弁はよろしいんですか。

12番（宮田勝三）

はい。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

ただいまの予算の補正につきましては、人件費、人事院勧告に基づくものですが、全部、特別会計、病院会計とか含めて総額で幾らぐらいのアップといたしますか経費ですか、それを教えていただきたいと思えます。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

ただいまの椿原議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の12月補正において人件費の補正額、総額はどれぐらいの補正額なのかというご質問ですが、給料、手当、共済費、退職手当の組合負担金、全額含めまして総額で1,496万1,000円というふうになっております。これは各特別会計、企業会計含めた総額の補正額でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

これは総額ですね。人事院勧告に基づくものの総額ですか。それでいいんですね。わかりました。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑ありませんか。

1番 田端雄市君

1番（田端雄市）

今回の先ほどの提案説明の中で、ちょっと気になったことがありました。

病院費、それから社会福祉施設の社会福祉施設費で、いずれも寄附採納で受けられて、それを財源として歳出になっているわけですけれども、まことにあ

りがたい話で、こういう形で寄附されてくださる人に対して本当にありがたいと思うんですが、これはどういう形で受けられているのか、ちょっとそれを紹介していただければありがたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

ただいまのご質問にお答えします。

老人福祉施設費の10万円に関しては、一般の方から、老人福祉施設の何か品物を備品として購入してほしいということで寄附がありました。

50万円の病院会計のほうに対するものについては、医療機器の購入をお願いしますということで名目の指定があつて寄附がございました。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君

1番（田端雄市）

そうしますと、そういう形で、こういうふうに使ってくださいという形であれば受けられるということによろしいんですか。

もっと何か間口が、そういう寄附があつていくというんじゃなくて、そういう形で、病院のこんながに使ってくれとか、そういう形で言われたときには、随時受けていくという形によろしいんですか。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

今ほどの田端議員さんのご質問については、寄附に関して、寄附者側の時期といますか、あるいは思いがその時々でいいのかということだと思いますけれども、一般的に町が寄附を受ける場合については、寄附者側からの申し出によりまして寄附採納申出書というものを提出していただいております。その寄附の内容につきまして審査した上で、これは寄附が適当かどうかというものを判断させていただきます。それにつきましては、現金であるとか、あるいは場合によっては土地であつたりそういったものもございまして、物品そのものを

寄附されるというケースもございます。そのケース、ケースによりまして、町のほうでは申出書を提出していただき、そのとき、そのときで判断させて寄附採納を決定している。こういう状況でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君

1 番（田端雄市）

特別深く考える必要はないんですけども、そういう善意のものをしっかり受けとめる形で、もっと皆さんが知ってもらえばいいかなという思いで質問をさせてもらったんです。難しい形で、寄附というのは難しいなと思うんじゃないかと、善意の気持ちを持っている方がたくさんおいでる。今進めておいでるふりさと納税もそうですよね。町に対しての善意をどう受けとめていくかということなので、そういうことがしっかり皆さんが知っていただいて、こういう形で寄附ができるんやなということを知ってもらえばいいかなということで、もう少しそういう形で、もしできるんやったら周知もしてもらいたいし、そういう思いで質問させてもらいました。

そういう意味では、寄附を受けられる、誰でもできる、思いがあればできるという形で考えてもらえばいいかなと思います。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。

壁の時計で、短いですが15分までとさせていただきますので、よろしくお願いたします。（午前11時08分）

再 開

(午前11時15分)

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第86号から議案第118号までの33件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第118号までの33件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

陳 情

議長（鍛冶谷眞一）

日程第36、陳情第1号「介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める陳情書」の1件を議題とします。

今期定例会議において上程することとした陳情1件は、お手元に配布してあります陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号、「介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める陳情書」を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（角 修一）

「介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める陳情書」を朗読させていただきます。

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止は喫緊の課題となっている。実質的な対策及び安全・安心の介護を実現していくために、次の内容の意見書を国に提出されるよう陳情します。

①介護事業所と介護従事者が充実したサービスを提供できるよう、介護事業経

営実態調査を踏まえ、介護報酬の引き上げを含む見直し等に向けた検討を行うこと。

②介護従事者の処遇改善を確実にいき、介護従事者の確保定着を図ること。

陳情者の住所氏名は、金沢市昭和町五の十三、石川県医療労働組合連合会、執行委員長 東幸枝(ひがしゆきえ)様でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情一件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、陳情1件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました陳情の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第37、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、12月7日から12月9日までの3日間及び12月14日から12月15日までの2日間、併せて5日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月9日までの3日間及び12月14日から12

月15日までの2日間、併せて、5日間を休会とすることに決定いたしました。
次回は、12月12日午前10時から会議を開きます。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時21分)

開 会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

おはようございます。

放射冷却現象なんでしょうか、きょう柳田のほうから出勤してこられた職員の方がマイナス3度であったというふうに言って、さすがに冷え込んできたなというふうに思っておりますが、青空が広がって感謝しています。

また、きょうはたくさんの傍聴の方をお迎えして、感謝いたしております。

これより本日の会議を進行させていただきます。座って進行いたします。

ただいまの出席議員数は12人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

初めに、9月の定例会議におきまして災害時において避難所などの特設公衆電話設置を要望いたしましたところ、執行部において計画的に設置を進めているとのこと、大変にありがとうございます。今後は、各地域の自主防災組織において災害用伝言ダイヤル171の操作訓練がなされることを期待するものであります。

防災対策においては、常により精度の高いものを目指していかなくてはなりません。今回は、災害時における町民の安全・安心の確保をより担保するため、各地の被災地の状況を踏まえて、大変に注視されてきている被災者台帳、被災者支援システムの導入と適切な運用を提案するものであります。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3第1項において市町村の長が作成することとされています。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震など大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつあります。が、いまだ十分とは言えない状況であります。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、また、いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられない、そしてまたシステムエンジニアのようなコンピュータに精通した職員がいないなど、消極的な意見が出るのが予想されます。

しかし、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の最中に職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、導入に当たって、地方自治体からの求めに応じて被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能になっております。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円弱程度しかかかりません。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分に対応できるというふうに聞いております。

以上のことから、予算の面、導入の絶対的必要性から、被災者台帳、被災者支援システムの導入を強く求めるものであります。

他方、システム導入とともに、その運用にも配慮を願いたい。

昨年の広島土砂災害や本年4月の熊本地震においても、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しています。システムの構築だけでは役に立たないことの証明となった事例であり、システムが地域防災計画に定

める職務を行う全ての職員の業務を助けるものであり、ほぼ全ての部署で使用するという前提で導入すべきことを意味しているものであります。

そこで、適切な運用とするため、全職員を対象に職員研修で地域防災計画上の職務について職員に周知すること、被災者支援システムの操作研修を実施すること、常時のバージョンアップを行うことなども取り入れるべきと申し添えるものであります。

地域の防災力は、地域のなるべく多くの人ができる範囲でできることをすることの積み重ねであると考えます。自主防災組織の活動は、まさにその鏡とも言えます。本町執行部が万が一の場合はしっかりと受けとめ対応する、バックアップが万全、町はそこまで考えてくれるのかということであれば、町民に安全・安心がさらに重厚なものとなると考えるものであります。

以上、述べてきました趣旨をご理解いただき、被災者台帳、被災者支援システムの導入とその運用について、町長の見解と今後の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

改めまして、おはようございます。

まずは、9月議会におきまして田端議員よりご提案されました避難所への特設公衆電話の事前設置につきまして、NTTの協力のもと、10カ所の避難所に設置する運びとなったことをご報告させていただきたいと思います。

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきます。

議員ご提案の被災者支援システムにつきましては、議員がおっしゃるように、1995年の阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた兵庫県西宮市が、発災直後から被災者の救護支援を実施し、また迅速かつ的確な復旧・復興を行えるように開発したシステムということであります。

被災者の属性情報を管理する被災者台帳と、被害を受けた家屋の属性を管理する被災家屋台帳の2つのシステムで構成されておりまして、このシステムを中心に被災者支援、避難所関連、緊急物資管理システム等、7つのサブシステムがリンクしているということであります。災害対策基本法に規定されております罹災証明書の交付や被災者台帳の作成がスムーズに行えるとのことでもあります。

この被災者支援システムは、全国の地方自治体には無償に公開、そして提供されております。当町におきましては、このシステムの各機能を体験できるデ

モサイトの使用申請を行っているという段階であります。本格的に運用するためには、住民基本台帳システムとの連携が必要となってきますので、今後は、導入している市町の意見を参考にし、そしてコスト等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

また、システムを導入した折には、議員がおっしゃるとおり、非常時においてスムーズな対応ができるよう職員研修を徹底していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、この被災者支援システムにつきましては、町民の方のご理解がなかなかいただけていないみたいな形なので、少しご紹介したいと思います。

この被災者支援システムにつきましては、災害対策基本法に基づいて進められているものでありまして、従前の形ですと、どうしても個人情報保護条例に基づくものがありまして、なかなかそういうことを収集できる形にはなっていなかったということがありまして進まなかったということが実際でございました。

平成25年の6月に災害対策基本法が改正されまして、そういうところの個人情報のほうのクリアもできるようになったということで、これが進められたところでございます。県下では石川県の自治体で11の地方自治体が導入しているということを聞いておりますので、そういうことも踏まえながら、また近隣市町村の話も取り入れながら、また進めてもらえばなと思います。

この防災の形での町の取り組みも、今回、このシステムを勉強するに当たりまして、奈良県の平群町というところがありました。そこは約2万ぐらいの人口で、私らのこの町とほとんど変わりません。そういうところでこの被災者支援システムを導入し、そして取り組んでいるところが紹介されていまして。そこが、25年ですかね、世界銀行からの視察も受けてホームページにも載せられる、そういうすぐれた形にしているそうでございます。

訓練につきましても、そこの訓練につきましては、一番すばらしいなと思ったのは、毎日9時に被災者台帳の更新をしている、バージョンアップをしているということですね。毎日していると約5分ぐらいで終わるそうなんですけれども、毎日被災者台帳の更新をしているという形が非常に評価されておりました、先ほど紹介しましたシステムの全国サポートセンターから非常に高い評価

を受けているようでございます。

そういう意味では、本当に防災の部分について真剣に取り組んでいくならば、そういう形で世界にまでも広がる、町をアピールしていく、そういう形にもなっていくということをしっかり今回学ばせていただきました。そういう意味では、前向きにどうか考えていただきまして進めていただきたいと思います。

いずれにしましても、町民に万が一の場合があったときには、生活再建に必要な手続を迅速に、また効率的に行うことができるということで、それを前提に考えていただければありがたいなど、こう思います。

それでは、引き続き2点目の質問に移ります。

次に、災害発生時における避難所運営について、本町の整備状況とその対応について確認をしたいと考えます。

本年、私の住む真脇地区におきまして自主防災組織を立ち上げました。全戸数135戸、区長を中心として9カ所の町内会長の協力のもと、我が地域は自分が守る、この自助の精神で、町からの補助金もいただき、各家庭に非常持ち出し袋を配備するなど装備をいたしました。今後、訓練を重ねながら、万一の災害時に住民各自が実効性ある行動がとれるよう図ってまいりたいと考えているところでございます。

さきに述べました被災者台帳が要請されるのは避難所に落ちついた後の被災者支援のときであります。ここで述べる避難所の運営については、被災者が避難所へ集まってこられたときからの対応であります。

ご承知のとおり、災害発生時には、災害対策基本法などにに基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化などを定めており、さらに、多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアルなどを整備することになっております。

熊本地震や今夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより災害対応に支障を来すケースが見られたと報告されています。国や県との連携や各種支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙を極めることは明らかであります。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないとも考えられます。

そこで、本町の避難所運営について伺いたいと思います。

通告は4点の質問をさせていただきます。一点一点質問しますけれども、もし関連することであれば一緒に話してもらっても結構です。4点一遍に答えていただいてもわからなくなりますので、一点一点お願いしたいと思います。

質問の1番目です。内閣府が公表している「避難所における良好な生活環境

の確保に向けた取組指針」には、「市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引（マニュアル）の整備が必要である」となっております。本町において、避難所運営マニュアルは作成されていますが、方針に示されたものとは思えないように考えます。どのように対応していかれるのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは議員の質問に答弁させていただきますが、まず当町の避難所運営マニュアルについてであります。当町では、能登町地域防災計画に基づきまして、平成25年12月に避難所開設マニュアル及び避難所運営マニュアルを作成しております。

大規模な災害発生時におきましては、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となります。その際は、避難所を開設する町と避難住民が力を合わせ、そして避難生活での混乱をできるだけ予防するとともに、困難を少しでも少なくすることが必要だと思っております。マニュアルは、避難所において発生が予想される課題解決に向けた取り組みの基本的な事項を示し、いつ誰が何をどのように行うべきかを理解することによりまして円滑な避難所の運営が行われることを目的としております。

まず、避難所運営マニュアルの策定方針についてのお尋ねですが、当町の避難所開設、運営マニュアル策定に当たりましては、平成25年12月に、石川県避難所運営マニュアル策定指針に基づきまして、他の自治体の事例も参考に作成しております。しかしながら、石川県避難所運営マニュアル策定方針というのは平成18年に策定されたものであり、かなり古くなってきておりまして、県においても取り扱いの検討を行っているとのことでもあります。

平成28年4月に、内閣府より「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づきまして「避難所運営ガイドライン」が示されておりますので、今後は、このガイドラインや防災訓練等での成果等を踏まえまして、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しを行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

最近は頻繁に災害が発生しておりまして、地震とか津波では海岸線が危ない。そして山の手は大丈夫かなと思ったら、豪雨災害によって山崩れ、土砂崩れがある。どこにおっても私は大丈夫というところはないと思うんですね。そういう意味では、本当に災害が身近な自分の生活の中に入ってくるのがいつでもある、そう考えて防災については考えていかななくてはいけない、こういうふう

に思います。そういう意味では、今ほど町長答弁されたとおり、マニュアルを作成しておく。それに基づいて、各地域がどうそれに対して訓練を重ねていくかということが問われるのではないかと思います。

そういう意味では、マニュアル作成と言ったのは、今回のこの1番目の質問で一番気にしたのは、役場職員ならばマニュアルはわかる。でも地域の人にはなかなかわからない、どうしたらいいのかということがわからないということなので、わかりやすいマニュアルにしなさいというのがこのガイドラインになっておるわけですね。そういう意味では、その部分をわかりやすく各地域に落としただきまして、また、今進められております自主防災組織とも連携をとりながら、実効性のある形でこのマニュアルが使われていくようにしていただきたいと思

います。また、先ほどもお話ししましたとおり、災害対策基本法も変更になりまして改正になっておりますので、そこら辺を見直しして、常に整備されていくようにお願いしたいと思

います。ちなみに、今ほどの答弁でちょっとあれやったんですけれども、当町の避難所マニュアルは25年の4月につくられたものだったかなと思うんですね。そういう意味ではもう3年ぐらいたっていますので、もう一回見直しして、その見直しとともに各地域のほうに、訓練する際はこういう形で訓練してほしいというふうなこともあわせて落としながら進めていかれたらありがたいなと、こ

う思います。それでは2点目のほうに入ります。

質問の2番は、内閣府公表の「避難所運営ガイドライン」には「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」となっているが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているか。とりわけ初動期の避難所にあつては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表を選び避難所の運営組織をつくることになっているが、マニュアルには明示がなされていないというふうにして私は見ました。どのようになっているか、また今後どのようにされていくのか、お答え願いたいと思

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

避難所の運営組織についてのお尋ねであります。避難所運営マニュアルの第2章に「避難所運営組織づくり」としてお示しをさせていただいております。避難者がふえまして避難生活が長期化する際は、避難所の運営につきましては避難者自身による自主運営が基本となります。避難者を中心とした避難所運営組織をつくることが求められております。

こういった一連の流れを記載してありますが、もしわかりづらい点があるようでしたら随時見直しを行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

それでは、3番目の質問に移ります。

内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっております。避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況を伺いたいと思います。

今ほど答弁いただきました避難所のマニュアルがあるということなので、それは確認していきたいと思います。

それとあわせてここでお尋ねしたいのは、そのマニュアルにあるとおりを各地域でどのように実施されているのか。また、今後その部分をしっかりとしないと、実際に万が一のときには、マニュアルにあった、先ほどもお話ししましたけれども、被災者台帳はあるけれども実際には運用できなかったということにもなりかねませんので、その部分の訓練の実施状況を今後どのようにしていけるのか、それをお尋ねしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

マニュアルに基づきます避難所開設の訓練についてのお尋ねということなんですが、能登町総合防災訓練におきまして、町の各小学校等に避難所を開設す

る訓練を行っております。今年度におきましては、9月に行われました総合防災訓練におきまして、宇出津小、旧鶴川小、小木小、松波小、柳田小、小木中学校に地域住民が約1,300人参加して行われました。

しかしながら、全ての会場においてマニュアルどおり開設できたというわけではありませんので、今後はマニュアルを基本に訓練をしながら、あるいは訓練を踏まえて実効性のあるマニュアルの見直しを行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

今ほどいただきました訓練の状況なんですけれども、大きな形でそれぞれの指定された形の避難所の設営の訓練はされているように受けとめました。しかしながら、実際にはやはり避難所それぞれがどのような動き方をするのかということが問われますので、そこら辺のことを、やはり地域の、できていれば自主防災組織なんですけれども、そこと連携をとりながら具体的な話で進めていったらありがたいなと思っております。

避難所運営につきましては、本当に私も今回研究させてもらいましたら、例えば避難所に入る一番最初のときに、夜の時間に災害に遭ったら、避難所が指定されておるそこへ行って、どのようにして入っていくのか。真っ暗なところに入っていくかなくてはいけないということも想定しますと、やっぱりこれはやってないとわからない部分があると思っておりますので、実際には少しずつそういう訓練を重ねながらいかないと、なかなかその部分はわからないと思っております。

また、ことしの9月の町の防災訓練につきましては、先ほど言いました真脇区は自主防災組織として今回行動させてもらいました。というのは、やっぱり自分らの形で動くということで、どのようになるのかなということでも動かしてもらいました。そういう意味では、町と同じ形ではそこはいかなかったわけなんですけれども、その中でさせていただきまして、今回、土砂崩れの想定でしたので高倉保育所にみんな集まった。八十数名の方が集まられましたので、まずまずかなと、よく連携がとれていたかなと、こう思っております。また、皆さん非常持ち出し袋をみんなうれしそうに担いでこられたのが非常に印象的だったなど、こう思っております。

それでは、4番目の質問に入ります。

台風10号で被災した岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず役場職員が初動期の避難所運営に携わった。このことは円滑な

災害対応に影響を及ぼしかねないことと懸念されているのは、さきに述べました。

今回、本町の地域防災計画を確認して、各種のマニュアルも作成されていることがわかりました。しかしながら、災害発生時における職員の行動は、ふだんの訓練いかんによるものであります。また、マニュアルどおりにできるのかということも訓練と点検により確認できるものと考えます。

こうした意味で、災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきであると考えられるわけですが、町長の見解を求めるものであります。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

災害発生時における職員の行動についてということではありますが、災害が発生したときには、この地域と住民の命、体、財産を守る役割を担うのが私たちの責務であると思っております。避難所運営マニュアルはもちろんのこと、各種マニュアルに従いまして素早く、そして的確に行動しなくてはならないと思っております。そのためには、やはり田端議員ご指摘のとおり、訓練が大事になってきます。しかも一度だけではなく、繰り返し使命感を持って訓練を行うことが重要だと考えております。今後は、災害対策本部設置訓練等、職員の訓練を行っていきたいと考えております。

また、災害発生時においては、避難所運営等において地域住民と、そして役場職員が連携もしていかなければならないと思っております。今後とも総合防災訓練等を通じまして、議員がおっしゃるように、地域における自主防災組織等と連携、協力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

ありがとうございます。

私も自主防災組織を立ち上げてみたところ、本当にこれは必要やなど。一遍に何もかもということはできませんけれども、一つ一つ、本当に住民の方が進んで取り組んでくださるような形で訓練を重ねていきたいと、このように考えております。どうかその意味では、また町におかれましても、あわせていろん

な形での支援をお願いしたいと、このように思いまして、お願い申し上げまして、終わりたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、1番 田端雄市君の一般質問を終わります。

それでは次に、8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

皆さん、おはようございます。

それでは、発言の機会をいただきましたので、通告に従い質問したいと思います。

能登空港の開港や北陸新幹線の金沢開業、さらには能越自動車道七尾氷見道路の開通やのと里山海道の無料化など、県内及び奥能登を取り巻く交通体系の利便性は着実に整備されています。また、2011年6月に世界農業遺産に登録された「能登の里山里海」や、昨年4月には「灯り舞う半島 能登」として熱狂のキリコ祭りが日本遺産に認定されました。

このことは町の観光資源として大きく期待され、自然や文化とあわせ伝統産業や特産物、観光スポットなど、県内外へ能登町の魅力をPRでき、観光客を呼び込める環境が整いつつあると感じております。

そこで町長にお尋ねします。

町長は能登町のトップセールスマンとして、町のPR、誘客活動に積極的に取り組んでおられると思いますが、これらの観光資源を活用し、これから先5年後、10年後における観光誘客に対する中長期的なビジョンや新たな施策などがあればお聞かせください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員のご質問に答弁させていただきますが、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間となります能登町第2次総合計画を策定して本計画を進めております。「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」を掲げ、その中で地域内外の人をつなぎ、交流人口、観光人口の拡大を進め、にぎわいの創出を図るとしております。

まず、「海、山、祭、いいとこいっぱい能登町」のキャッチフレーズにありますように、能登町にはたくさんの観光資源があります。議員も触れられたとお

り、世界農業遺産に認定されました「能登の里山里海」の里山では、鉢伏山や柳田植物公園、春蘭の里など数々の観光スポットがあり、赤崎いちごやブルーベリーの摘み取り体験、エコツアーやそば打ち体験、農業体験など数々の体験もできます。また、里海では、九十九湾を初め、恋路海岸、赤崎海岸、五色ヶ浜、遠島山公園など風光明媚な名所があり、遊覧船クルーズやスノーケリング、たこすかし漁などの体験メニューがあります。このほかにも満天星での星空観測や真脇遺跡での縄文体験など、豊富な観光資源があります。

さらに、日本遺産に認定されましたあばれ祭を初めとするキリコ祭りは、町には集落ごとに約90あります。まさに祭りの国能登町と言え、貴重な観光資源ともなっております。

ご質問の今後の観光誘客に対するビジョンということですが、まず継続していくものとしましては、交流人口の拡大を目的としました教育旅行、ゼミ、文化・スポーツ合宿、そして全国規模の大会誘致活動があらうかと思っております。全国規模の大会誘致では、来年8月に全日本学生ソフトテニス大会を12年ぶりに誘致しまして、七尾市との共同開催ということになります。当町では女子の会場として、大会期間中、延べ5,000人の選手団が滞在していただく予定になっていて、このような誘致活動を今後も恒久的に進めていきたいと考えております。

また、各種イベントも町の特色を生かし付加価値をつけて誘客を図っております。春はイチゴ、夏はブルーベリー、秋はキノコ、冬は寒ブリ等の豊富な四季の海の幸、山の幸、さらに通年食材としての能登杜氏のお酒や能登牛、能登海洋深層水、小木のイカなどをPRするイベントも、多くの人に当町を訪れてもらうためには欠かせないものというふうに言えます。

九十九湾における観光につきましては、現在の遊覧船やキャンプ場、のと海洋ふれあいセンター、のときんぷら、民間の宿泊施設などに加えまして、新たに観光・交流センター、仮称ではありますが、イカの駅の整備を計画しております。このような海洋環境を生かしながら、真脇遺跡、九十九湾周辺、五色ヶ浜海水浴場や赤崎海岸、そして恋路海岸などを含めた海岸線のさらなる観光振興を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今後の観光誘客には外国人観光客の誘客、インバウンド対策も欠かせないものと思っております。国では、東京オリンピックが開催される2020年に訪日外国人旅行者を4,000万人にするという目標があります。当町にも近年では年間2,000人の外国人入り込みがあります。これを5年後には4,000人、10年後には7,000人の外国人入り込みを目指したいというふうに思っております。

平成27年度から今年度にかけて、外国語の観光パンフレットの作成、あるいは能登町観光ポータルサイトの多言語化等を行いました。それだけでは対策としては不十分であろうかというふうに思っております。今後は、外国人誘客に向け、民間事業者と一体になって外国人観光客を呼び込むインバウンド対策を講じていく必要があると思っております。

当町には多くの観光スポットがありまして、また、さまざまな体験メニューが充実しております。現在、町では、ソーシャルネットワーキングサービス、これはインターネットを使って人と人とが交流するサービスですが、この中のインスタグラムを活用しまして、能登町に来られた方に町のいいところを写真で投稿してもらって「#のっとぐらむ」という取り組みを現在実施しております。

今後もこのようなソーシャルネットワークや口コミ、出向宣伝やイベント等を通じてさらに能登町をPRし、多くの方に町に訪れてもらえるような方策を打ち出していきたく思っておりますので、議員の皆様にもぜひご協力もいただければと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

ありがとうございます。

町長の外貨獲得、観光地としてのまちづくりなど、今後のビジョンをお聞かせいただき、大変心強く思いました。

では、先ほど町長がおっしゃった取り組みや施策を実施した場合、今後の入り込み客数はどのように変化するのでしょうか。例えば2年後に5万人、10年後には10万人など、具体的な数値目標があるのかお伺いします。また、入り込み客数における経済効果はどのように見込んでおられるのか、お聞かせください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の当町の観光入り込み客数の推移ということですが、観光施設やイベントを含めた日帰り客の延べ人数と宿泊施設に泊まれた延べ人数を合わせて、暦年で1月から12月までの入り込み客数を算出しております。

合併後の平成17年以降、66万人から83万人を推移しているということであり、具体的には、平成17年の83万人を最高とし、平成20年には能登半島地震の影響により67万人まで落ち込みましたが、リーマンショックの影響と見られる平成23年を除けば上昇傾向にあると言えます。直近の平成27年におきましては、延べ日帰り客が69万人、宿泊客は12年ぶりに10万人を超え、合計で79万人の方に来町いただいているということでもあります。

ご質問の観光入り込み客数の数値目標といたしましては、最高入り込み客数のあった平成17年の83万人を超えるべき一つの目標数値とし、さらに10年後には90万人を目指して、国内外の観光客の誘客、そして研修旅行や合宿、大会の誘致等に取り組んでいきたいと考えております。

また、入り込み客数における経済効果ということですが、県統計の推計観光消費額等をもとに算出いたしますと、平成27年においては79万人で約60億円の消費があったということになります。これを目標数値の90万人で算定いたしますと約70億円が見込まれるということで、これに近づくように今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

入り込み客数と経済効果が上がり、各地域における効率的かつ効果的な観光振興のためのまちづくり戦略に期待しております。

次に、宿泊施設についてお聞きします。

現在の能登町における宿泊施設においては、ふれあい公社の施設や民宿、旅館などが点在しております。数年前より、春蘭の里を拠点に周辺の農家民宿が新たな集客、宿泊施設として農村交流や修学旅行などの体験交流を行っており、新たな観光スポットとして期待されています。

しかし一方では、町なかや観光地に隣接する旅館や民宿は、担い手不足や老朽化、利用者の低迷により減少しているのも事実です。

そこで、先ほどお聞きした入り込み客数を賄う場合、現在の町の宿泊施設でそもそも足りているのか。また、1日最大で何人の集客、宿泊が可能なのか、お聞かせください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

現在、町内にある宿泊施設の規模及び収容人数はといいますと、国民宿舎などの公共宿泊施設が7施設で454人、旅館、民宿が19施設で585人、農家民宿群「春蘭の里」が47施設で250人となっております、町全体では73施設1,289人の収容人数となっております。

過去5年間の規模の推移といたしましては、公共宿泊施設につきましては規模を維持しておりますが、旅館、民宿等については、担い手不足あるいは老朽化によりまして平成24年の25軒から平成28年は19軒と減少傾向にあります。

10年後の目標数値となります90万人の入り込み客数は、宿泊客が12万人、日帰り客が78万人と推計しておりますが、繁忙期と言われるゴールデンウィーク、お盆、年末年始においても収容可能というふうに考えております。しかしながら、大会や、あるいは合宿等が繁忙期と重なることがあれば不足する場合もあろうかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

今ほど宿泊可能な人数をお聞きしました。

今後、観光はもちろん、各種大会を誘致していく上でも宿泊施設の確保は極めて重要と考えます。

ことし8月に開催された全国中学校ソフトテニス大会では、生徒、役員などを合わせて約950人の参加があったと聞いています。さらに応援の家族などを含めると約2,000人の方々がこの大会で宿泊をされており、宿泊予約を担当した旅行会社に伺ったところ、能登町の宿泊施設には900人余りが宿泊をし、残りの半数以上が近隣の市町村などに流れた状況であります。これでは、せっかく本町で開催している大会にもかかわらず、外貨が分散するだけでなく今後の誘致活動に影響がありかねません。

そういった多くの来町者を集客できるホテルが必要と思いますが、大手ホテル事業者などへ施設誘致をしたことがあるのか。また今後、積極的にセールスをするつもりがあるのかをお聞かせください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

河田議員ご質問の大手ホテル事業者等をターゲットとした誘致活動は、まだ行っておりませんが、観光誘客はもちろん、教育旅行、文化・スポーツ合宿、全国規模の大会誘致などによる交流人口の拡大を進めていく上では、宿泊施設の確保と充実というのは重要な事項であると考えております。

議員が例に出されました全国中学校ソフトテニス大会での宿泊分散につきましては、配宿を担当しておりました旅行代理店は、参加校に対しまして、料金別、シングル利用などの部屋のタイプ、会場からの距離などの照会を行った上で、ニーズに合った配宿をしたというふう聞いております。当町には、さきに申しあげました宿泊キャパシティ内で900人余りを配宿いただきました。また、来年8月に開催します全日本学生ソフトテニス大会は、女子会場ということで選手、役員、関係者約700人が1週間滞在する予定ですが、こちらは当町全域で配宿するように進めているところでもあります。

議員が懸念されております宿泊施設不足は、今後の大会誘致活動への大きな課題というふうに私は捉えておりまして、既存の国民宿舎、民宿、農家民宿などの充実に加えまして宿泊施設拡充の必要性を強く感じておりますので、ぜひ前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

ありがとうございます。

また今後検討していきたいとのことでしたが、今後、商談を重ねる上において何か得策や優遇条件は考えられますか。例えば建設費の一部を助成するとか、税制面の優遇や、役場庁舎移転後の能都庁舎の跡地利用として建設用地を無料にお貸しするなど、事業者が能登町に来やすい環境を整えるということも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

立地の際の優遇措置ということではありますが、ビジネスホテルや民宿など旅

館業法第2条に適用する事業者には、過疎地域自立促進特別措置法により適用しまして、新たに取得した土地や設備及び建物に対する固定資産税を当初3カ年免除する措置が可能であります。

また、原則、製造業者が助成対象ではありますが、能登町の雇用の拡大と経済の健全な発展、そして町民の福祉向上に資する事業者と位置づけることが妥当ならば、能登町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例によりまして、立地促進助成金と雇用促進助成金を初期運営コストの一部支援として助成することも可能かと思っております。

また、議員が一例を挙げられました建設用地としての役場庁舎跡地利用についてであります。今後、庁舎跡地の利用を考える検討委員会を組織させていただいて、町にとって有益な活用方法を検討していきたいと考えておりますので、議員の一つの貴重な意見として承ることといたしたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

貴重な意見として心にとどめていただいて、ありがとうございます。

本当に待っておっても誰も来てはくれませんので、こちらから強いアプローチをして、ぜひ来ていただけるように根気強く誘致活動をしていただきたいと思います。

輪島にはルートイン、珠洲にはビーチホテルがあります。うしつ荘、ラブロなどにも個室はありますが、洋室も少なく、ホテル並みの環境ではありませんので。

ある民間会社が宿泊施設を選ぶ基準について行った意識調査では、価格や立地条件のほか、客室の清潔感、設備、アメニティなどが重要視されており、シングルやツインといったプライベートな部屋や、各部屋にバス、トイレがある洋室の部屋などが求められています。町長も、また町執行部の皆様も、出張や課内旅行に行ったときは個別の部屋を利用しているのではないですか。

そういった利用者ニーズをどう捉えているか、町長、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員がおっしゃるとおり、町内の宿泊施設には家族単位で利用できるような広目の客室が多く、個人素泊まりを希望する観光客のニーズを幅広くカバーしているものとは思っておりません。

もちろん現在でも、家族のような複数人で大部屋を利用し、宿泊先の食事等を楽しむ方々にとっては、極めて質の高いサービスにより満足を得ていただいているものと確信しておりますが、ニーズが多様化した今、各個人のプライバシーが確保でき、その部屋だけで宿泊が完結できるコンパクトな個室の需要が高まっていることも事実であろうかと思っております。

そこで、現在能登町にはない個人素泊まり客用の個室を多数完備したホテル事業者をさきに述べた誘致の活動対象に置きまして、あらゆる宿泊ニーズにお応えできる環境整備を視野に入れていかなければならないと考えておりますので、これから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

もちろん宿泊の目的によって、食事や温泉、観光旅行などで来られる方には旅館や民宿、合宿や研修などで来られる方には公共の宿を、各種大会やイベントなどで来られた方にはホテルといった体系で、目的や人数、条件など利用者ニーズに合った宿泊施設の環境を整えていくことが大切だと考えております。その上で、合宿や各種大会、修学旅行の誘致や、民宿、旅館を含めた町内外宿泊施設の情報を発信し、多くの方々に能登町を訪れていただくことを期待しています。

合宿、各種大会の誘致の推進や外国人観光客などの受け入れ体制の整備は、能登町第2次総合計画の重点施策に位置づけられています。もうすぐ各課の来年度予算の要求も始まると思いますので、前向きな取り組みに期待して、次の質問に移りたいと思います。

月日のたつのは早いもので、来年4月、町長の任期も満了になります。先日、町の選挙管理委員会で選挙日程が確定し、翌年3月26日に投開票するとの報道がありました。これから平成29年度の本町の本格予算を審議していく大事な時期でありますので、正式な出馬表明はこの定例会の場がベストと考えます。

そこで、持木町長は次期の町長選に出馬されるのかどうか、まずはお伺いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員の質問に答弁させていただきますが、私は常々より、町民になるかどうか、能登町のためになるかどうかを念頭に行政運営を行ってまいりました。私としましては、能登町の成熟期へと着実に歩みを進めていかなければならないと考えており、再度、町民の皆様のご理解をいただけるならば、さらなる努力を重ねまして能登町発展のため誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

今ほど、町長より出馬の意向をお伺いしました。

新能登町となり、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」を実現するため、「一歩前へ進むまちづくり」を基本目標に掲げ、着実に施策を実施してきました。本年度からは第2次総合計画がスタートし、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」を基本目標に掲げ、未来の能登町のまちづくりを進めているところであります。

そこで、今まで培われた経験と、この3期12年間、能登町長としてさまざまな施策を展開されてきたところではありますが、これまでの持木町政を振り返り、自身でどのように捉え、考え、反省などをされているのか、お聞かせください。

また、ホームページの町長の挨拶では、「町民の皆様と手を取りあって、人を育て、少子・高齢社会でも安心して田舎暮らしを満喫できる町を醸（かも）していきたい」と述べています。安心して暮らしていけるまちづくりのため、4期目の出馬に当たって、町長が目指すまちづくりと熱い思いをお伺いしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登町が誕生してからもうすぐ12年がたとうとしております。財政状況の極めて悪い中での船出であり、一刻も早い財政改革が必要でした。この改革プラン実行中にも、平成19年には能登半島地震が起こり、集中豪雨による被害や大雪などさまざまな困難がありました。しかし、議会や町民の皆様と力を合わせ、一丸となってこれに当たることで乗り切ってまいりました。

財政状況がある程度の回復を見たことで、さまざまな施策を実行することができるようにもなりました。例を挙げますと、ハード面では宇出津港いやさか広場や能都中学校の移転工事、松波地区雨水排水工事や北河内ダムの完成、能登消防署、上町公民館、農業基盤整備事業、そしてコンセールのとや来春完成します水産物加工施設など、町の発展につながる施設をつくることができました。

高度経済成長期の人口増加が著しい時代でしたら、こういった施設整備がメインとなり、ソフト面は多方面に展開することが少なかったかと思います。しかし、日本全体で人口減少が始まり、とりわけ地方部では少子・高齢化の進行が危ぶまれる中、安心して田舎暮らしを満喫するために必要になるのが定住人口、交流人口の拡大であろうかと思っております。

このため、能登町のまちづくりの指針となります第2次総合計画を策定いたしました。基本理念は、先ほど議員がご紹介ありましたとおり「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」ということでもあります。ここで重要となるのが人と地域ということになります。人と人とのつながり、地域と地域とのつながりこそが能登町の未来へとつながると考えております。

昨年度からは、地域戦略推進室を設けまして、能登町創生総合戦略も策定いたしました。これに基づき、人口減少、少子化、高齢化に対応した施策を役場全体で取り組んでおります。幾つか取り上げますと、定住促進協議会の立ち上げによりまして移住者の積極的な募集も効果を上げておりますし、地域の未来を担う子供たちのための能登高校魅力化事業では、町営の学習塾を立ち上げ好評をいただいております。定住者を呼び込むための町営借り上げ住宅制度や古民家の改装助成も行っております。

改めて3期12年と聞くと長いものですが、目の前の課題に必死で取り組んできたことを思い返すと、あつという間でもありました。

いずれにしましても、第2次総合計画は本年始まったばかりでありますので、能登町が誕生してから10年は創生期として町の土台を固める町政運営を行ってまいりました。これからの10年が成長期、成熟期としての位置づけとなり、第2次総合計画と能登町創生総合戦略をしっかりと実現していく期間となります。

つい先日の12月6日に、町内中学生によります「私が町長だったら作文」

授賞式を行いました。町のことをしっかり考えてくれる子供たちが能登町にはたくさんいます。この子供たちが住んでよかったと誇りを持てる町となるよう、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

8番 河田信彰君。

8番（河田信彰）

町長の出馬に当たっての熱い思いをお伺いしました。

新庁舎建設やさまざまな町の課題もあると思われまますので、まずはしっかり本年度の行政のかじ取りをしていただき、町民ファーストで着実に政策を進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、8番 河田信彰君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。壁の時計で再開を11時20分を予定したいと思っております。よろしく願いいたします。（午前11時07分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前11時20分再開）

それでは次に、4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私の通告は、町の産業振興についてということでお話をさせていただきたいと思っております。

遠洋漁業中型イカ釣り漁業の環境が大変悪化しているというふうに報道に聞いております。北朝鮮、中国、近隣の国の漁船、船団が排他的経済水域EEZ内で日本の側から見ると違法操業をしていると聞きます。この状態を放置する

と、能登町のイカ釣り漁業に大きな危険が迫り、漁業の漁獲高に大きな痛手をこうむるのは明らかであります。

この状態、環境を改善するには、石川県でも我々このイカ釣り漁業を伝統としてきた能登町、能登町の住民が一致団結して行動を起こさなければならないというふうに思っております。

能登町議会は国会に対して、EEZ（排他的経済水域）内の操業業態の悪化に対して、安全操業できるよう国に対して意見書を提出することを予定していますが、町執行の立場から取り組む方策はありますか。町長の所見を伺いたいと思います。

昭和40年代には、今首脳会談が行われようとしている話題の北方領土周辺でソ連に追い回され、米国の200海里におびえ、今また漁師は逃げ回っております。周囲を海に囲まれ海洋大国と言われる我が国の最も大切な海洋資源、1次産業を声を大にして守る、このことを私たち海洋資源に生計を立てる石川県能登町の漁業関係者、町から発信すべきと思うが、町長にこれもお伺いしたいと思います。

この不安や危険を感じるのはなぜか。やはり根本は国交がないからだと思えます。国交正常化による交渉で安心・安全を図る、求めるのは国交正常化しかないと思えます。この運動、日本国中どれだけの人たちが頑張っておいでになるかわかりませんが、先日も拉致問題の関係者からも発言がありましたが、これも我が町からも発信する、このことについて意見を伺いたいと思えます。

また、このことについて、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、政府関係、省庁などに要望活動も必要だと思えます。この点についても含めて答弁をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきますが、平成28年10月29日の北國新聞に、能登半島の北北西約300キロに位置しております大和堆において、中国や北朝鮮と見られる外国船が押し寄せ違法な漁を繰り返しており、多い日は約300隻が日本の排他的経済水域の漁場を占拠しているため、安全に操業できないといった記事が掲載されました。また、ことしの9月には北海道奥尻島沖に北朝鮮の発射した弾道ミサイルが落下し、近くでは県漁協所属の中型イカ釣り船が操業していたという事案もあり、操業の安全が脅かされております。

県水産課に確認しましたところ、10月31日に日本海に面する6県の水産担当課長が集まり状況を報告し、今後も連携を図っていく旨を確認したと聞いております。また、石川県漁業協同組合は、山形県漁業協同組合長や全国いか釣り漁業協会長とともに水産庁と地元選出国會議員へ要望書を提出したということでもあります。要望後、取り締まりは一層強化されたと見られ、10月末から11月上旬に侵入漁船は姿を消しており、日本漁船が同海域に戻り操業を開始しているということでもあります。

しかしながら、来春期以降も同様の事態が懸念されることから、町としましては、県水産課や県漁協と協力し関係機関に働きかけ、一刻も早く安全に漁業が操業できるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

執行と議会が、私は、歩調を合わせ活動することが町の活性化に大いにつながると思います。私は、国際的な問題に対して難しい局面は多くあると思いますが、町民が結束して、県を通じ関係省庁に働きかければと思います。

遠洋漁業に携わる関係者の安全・安心が得られるよう念願して、この質問を終わります。

続いて、先ほどの質問と関連しますが、漁船について質問をしたいというふうに思います。

能登町、特に旧内浦町、能登町姫地区を中心に栄えたイカ漁、我が町の伝統産業であるイカ釣り業が衰退をしております。中型イカ釣り漁は、一時140億円強の水揚げを誇り、地場産業の雄でありました。町の予算の3倍も5倍もの水揚げがありましたが、日本の産業構造の変化に伴い次第に衰退を余儀なくされて、現在は16隻の操業で、当時から見ると辛うじて業態を保っているというふうな状態であろうかと思えます。

具体的に申しますと、平成25年から28年にかけて3年間で7隻、25隻から16隻に激減をしております。4割も減っておるんです。原因はいろいろあると思いますが、漁の主体である漁船が建造以来20年から30年経過し、老朽化している船がほとんどだと聞きます。これを何とかしないとイカ漁そのものが廃れてしまうと関係者は頭を痛めておいでになります。

考えてみると、能登町は過去、この漁業から多くの租税が上がっていました。今この状態のときに何か手を差し伸べないといけないと私は思うのであります。

今までは建造資金の利子補給で対応していましたが、現在の新造船は1隻6億円も必要だと聞きます。水産業者の近年の水揚げでは、6億円を返済するのに10年から15年の年月がかかると聞きます。

国の対応で、水産庁では「もうかる漁業」と称して40%強の補助をする制度もあるそうなのですが、国の制度プラス県、町が出資して、また地方創生を後押ししようとして頑張っておられる地方の金融機関と手を結び、後押しをいただいて、町が主体となってイカ釣り船を建造して、漁業に意欲のある、また人材がそろっている企業に委託管理で運営する、任せる制度を検討することはできないか、考えをお聞きしたいと思います。

また、漁船を運航するには船長、機関士と多くの免許が必要ですが、皆さん承知のとおりでございませう。今、この地域の免許取得者は、高齢化が進み、人材が不足し始めていると聞きます。具体的に申しますと、5級海技士、航海士、機関士、4級の海上無線通信士と、とにかく高度な知識が必要だと聞きます。また、講習会場、試験会場が近くに無く、多額の経費を費やしてもなかなか免許が取得できない現状だとも聞きます。内航船等かなり大きな船舶の資格と同等だとも聞きもします。

この免許制度を改善し、漁業関係者が取得しやすいように制度改革も検討できないかを関係各省庁に働きかけることも必要なのではないでしょうか。例えば自動車運転免許証は大型自動車免許に中型免許ができたように、中型イカ釣りの船に適用範囲が及ぶ軽度な免許という取得しやすい免許制度改革も必要だということも研究、訴えるべきと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のご質問の船の建造、管理運営の委託ということですが、長年町の経済を中心的に支えてきた中型イカ釣り船を中心とした水産業の隻数、水揚げ量、従事者数の減少については寂しいものがあり、何らかの対策を講じていかなければならない課題だと思っております。

市濱議員より提案のありました町による船の新造及び管理運営委託については、他産業の公平性を考えたときに不公平を生じるおそれもあるので難しいというふうに考えます。漁船も漁業を営む際の道具の一つと考えますと、農業を営む際の農機具、運送業を営む際の車両と同じで、当然金額の大小はありますが、事業者のほうで負担することが本筋だというふうにも考えます。ただ、漁

船取得に関してはさまざまな補助や融資制度があり、町も受けた融資などに支援をしていく制度もあります。

そして、船舶免許の制度改革についてであります。船舶の免許については既に航海海域や総トン数で区切られており、これ以上の細分化は難しいというふうに考えますが、町としましては、漁協との連携を図りながら免許講習会を地元で開催していただくよう要望するなど、免許の取得しやすい環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

今年度は量的には水揚げ量が少なかったと聞きますが、1隻2億5,000万から3億円稼ぐ船もあると聞きます。少なくとも40億円の水揚げが見込まれます。町の経済に大きなインパクトがあり、租税に明るいニュースだとも思っています。

町長の答弁では、ほかの産業と公平性が保たれない、不公平を生じるおそれがあると言われますが、もともと納税もこの漁業と同じだけ納めた産業はほかにこの町にありますか。あつたら教えていただきたいなというふうに思います。漁船も農機具、トラックと同じと言われるが、5億も6億円もする農機具、トラックはここにはないでしょう。今、町が鮮度を保持して魚価の安定を図ろうとしている大事業、10億円もかけて行っている新港の冷凍冷蔵設備、この船は、町長、既に設備しているんですね。高価なんですよ。努力している船だから手を差し伸べればどうかと私は申し上げているんです。くわやもりと同じなら私も話はしません。事業者の負担が大きく、対策がなかなか困難なための提案なんです。

先ほどもイカの駅とか、それからホテルの設備にも前向きな答弁でございました。やはりイカが揚がらなくなってイカの駅というのは、これは考えられないというふうに思うんです。ここが漁業に手を差し伸べる最後で最高のチャンスだと思いますが、それでも町長は従来どおりの利子補給のみの対応でございませうか。先ほども4選に意欲を示されておりましたが、何かイカ漁に対して新しい支援策はないですか。くどいようですが、私は、町を元気にするのは産業の発展だと思うんです。この一、二年、水揚げ量は少ないが、魚価は高値安定しております。ここがイカ漁に投資する絶好の機会だと思えるんです。どうか検討を願いたいというふうに思います。

免許に関しては、町長の言われる小木地区に試験が実施される。関係者も経費も少なくで大変ありがたいと思います。また、制度改革も積極的に要望されるべきだというふうに思います。

いずれにしても、漁業の活性化で町が活気づく、産業が発展する、このことを願い、この質問を終わります。

続いて、地域創生事業についてということでお話をさせていただきます。

地域創生で町は定住促進策を、新聞紙上でも私見ましたが、発表されていますが、どのような政策を発表されたのか、要点をお聞きしたいというふうに思います。

私は、人口がふえることはまことに結構なことだと思います。町の活性化の一つの要素であるということは否定しないものでございますが、しかし人口が減るからといって町が廃れるということは私は間違いだというふうに思います。

先ほどもお話しさせていただきましたが、問題は産業の活性化、イノベーションをどう発生させられるかだと思います。どう産業を活性化するかによって町の創生、経済の発展があると思います。

まず、産業の活性化が大切な要素を占めると思います。マルタスは豊かになると人口はふえると言っているが、経済学者ブレンクスは豊かになると子供、人口は減ると言っている。また、経済学者の吉川洋氏は、経済成長の鍵を握るのはイノベーションであると言っております。

私は、人口減少を食いとめることも大切な問題、要素だと思います。その手段として、一つの方法として、能登町は日本で初の取り組み、帰化民をふやす取り組みをすべきと思いますが、どうでしょう。具体的には、外国人労働者、研修生がベトナム、中国、インドネシアから多く当町に来ておられます。特にインドネシアからは漁業実習の目的で多く当町に来ておられます。この方々は、今までは3年間の研修期間でありましたが、今後は5年間の実習、研修期間2年間の延長となるというふうな方向も伺っております。多くの町民の方々はインドネシア研修生に好意を寄せられていると聞きます。

町として、彼らに語学の講習、生活の支援等できる限りの手を差し伸べ、定住に結びつける、こんな運動はできないか、所見を伺いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず私のほうからは、定住促進策とはどのような政策かということでありませんが、これは町の人口減少対策の一環として、能登町定住促進協議会を中心に

IターンやUターンの移住を促進するというものであります。

主な取り組みとしては、移住に関する情報発信のほか、空き家を活用した住宅整備事業や、先ほど申しました借り上げ町営住宅供給事業を行っております。この事業は、町の創生総合戦略の基本目標であります「人と人の交流を深め、賑わいを創出し、能登町で暮らす「ひと」の流れをつくる」施策として取り組んでおります。後ほど、発表した内容につきましては副町長のほうから答弁させていただきますけれども。

また、インドネシアの漁業研修生を帰化民として定住につなげるような手だてではできないかという質問でありましたが、研修生というのは、外国人技能実習制度に基づきまして、現在は県漁協が最長3年間の期間において受け入れております。この制度は、外国の技能実習生に対しまして我が国の技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたものであります。我が国の国際協力、そして国際貢献の重要な一翼を担うものでもあります。

そういった制度の趣旨から見ても、実習生に対する定住促進策についての対応というのは非常に困難だと思われまますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

副町長 高雅彦君。

副町長（高雅彦）

それでは、ご質問にあります地域創生フォーラムの内容についてということでございますので、出席いたしました私のほうから説明させていただきます。

ご質問の北陸地域創生フォーラムは、去る11月29日、金沢市において開催されまして、県内の自治体や大学、金融機関、経済団体などから約130名の参加がありました。このフォーラムは、北陸財務局が事務局をしております北陸地域連携プラットフォームが主催した公開討論会で、地域が持つさまざまな課題の解決に向けた提案を共有し合える場として設けられ、このたび当町の移住、定住促進活動について紹介依頼がございまして、私がパネルディスカッションのパネラーとして参加させていただきました。

「地域資源・魅力を活かした地域創生」をテーマとしたパネルディスカッションで私は、先ほど町長もありましたが、能登町創生総合戦略の一つの戦略であります人と人の交流を深め、賑わいを創出し、能登町で暮らす「ひと」の流れをつくり定住につなげていく施策として、能登町定住促進協議会が発足した経緯や活動内容、あるいは空き家を活用した住宅整備事業や借り上げ町営住宅供給事業などの取り組みについて説明をさせていただきました。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私も、町の定住促進策についてマスコミで副町長がパネラーとして出ておいでになられたということに対して、頑張っておいでになるな、どんなふうな内容のことをお話しされたのかな、そして、そのお話しされた内容をできるだけいち早く私たちも知りたいなというふうなことで質問をさせていただきました。

帰化民に関しては、町長の言われる、もちろんインドネシア国家の国策で派遣されていることは理解していますが、研修生に対して語学など積極的な指導を心がけ、将来能登町に来ていただくような環境づくりも大切かなというふうな思いをいたしました。また、能登町に来られている研修生の代表的な町と交流事業もあればと思います。これも産業構造の変革、そして町の活性化につながればという思いで質問をさせていただきました。

次に、最後の質問になりますが、時々マスコミの報道で、町長以下、町の役職者の方々が出席されて郷友会、懇親会が開催されております。町の創生を話されているとマスコミで聞きますが、どのように生かされるのかお聞きをしたいと、このように思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

市濱議員の郷友会ということなのですが、金沢市には能奥郷友会という会があります。これは、金沢市及びその付近に在住していらっしゃる奥能登2市2町の出身者が親睦を図るとともに、奥能登の発展について寄与することを目的に設立されておまして、もう100年以上の歴史のある会ということになります。

先月、能奥郷友会の役員の方がこちらのほうに見えられまして意見交換も行わせていただきました。郷友会の役員の方からは、能登町の地域資源の活用、あるいは県内の産業動向だったり企業誘致、あるいは第1次産業の振興などについてのご意見もいただきました。

郷友会の皆さんには、会員の中には金沢市及びその近隣市町で会社を営んでいる方もいらっしゃいますし、また公共的な団体の役員の方々も多くいら

っしゃいますので、そういった人脈を通じて能登町をご支援いただければというふうに考えておりますので、これからもしっかりと交流を続けていかなければならないなというふうにも思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

100年も続くというふうな立派な会らしいですが、民間の方々でも、交流人口をふやすために努力されておいでになる方々が町内でもたくさんおいでになると思います。地元で頑張っておられる方々にも耳を傾け、特定の方々だけではなく広く意見交換も大切ではないか、このように思います。

町の創生、そして産業の活性化に対してこんな私の思いをお伝えして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、4番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時とさせていただきますので、よろしく願いいたします。（午前11時48分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。

それでは、通告してあります3点について質問いたしたいと思います。

まず1点目ですが、平成29年度予算編成についてお聞きいたしたいと思っております。

ことしも各課では来年度の予算編成に追われ、大変多忙な時期であると思います。

政府は、2017年度予算編成の概算要求に当たっての基本的な方針について、去る8月2日の閣議了解となっております。その骨子は、平成29年度予算は、基本方針2016を踏まえ、基本方針2015で示された経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化することとなっております。

要求に当たっては、特に年金、医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額6,400億円を加算した範囲内で要求すること。それから、地方交付税交付金等については、経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ要求すること。また、義務的経費については、前年度予算額と同額を要求すること。それから、その他の経費については、前年度予算額の100分の90の範囲内で要求すること。そして予算の重点化を進めるためには、ニッポン一億総活躍プラン、それから基本方針2016及び日本再興戦略2016等を踏まえた諸課題について、新しい日本のための優先課題推進枠を設け、各省は要望基礎額の100分の30の範囲内で要望することとなっております。

この結果、8月末に出そろった各省からの予算要求総額は101兆4,707億円となっております。我々自治体の所管であります総務省の概算要求の総額は、一般会計で前年度対比4.3%増の16兆6,743億円となります。

地方財政関係では、自治体に配分する交付税総額は減少する一方、地方の財源不足の拡大に伴い、一般会計から交付税特別会計への繰入額や赤字地方債である臨時財政対策債は増加する見通しとなっております。交付税を取り巻く環境は厳しいことになっておりますので、これから年末にかけての地方財政対策をめぐり、総務省、そして財務両省による折衝は大変厳しいものとなるようでございます。

私たちのような小さな自治体では、自己財源が乏しく、国や県の動向に左右されるため財源確保が最も重要であると思われま。そういうことで、財政当局は、今後の国や県の状況に注視していただき予算編成に当たっていただきたいと思ひます。

そこでお聞きいたしますが、当町では町長が各課長に対して毎年これを行われると思ひますが、予算編成方針をどのように示したか、お聞きいたしたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員の来年度の予算編成方針ということですが、議員ご指摘のとおり、本年の8月に閣議了解されました国の平成29年度予算概算要求に当たっての基本的な方針では、平成28年度予算に引き続き、歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取り組みを強化し、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するという方針のもと、各省庁の概算要求総額は101兆4,707億円と3年連続で100兆円を超えるものとなりました。

また、交付税であります。総務省の平成29年度概算要求では、平成28年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に必要な一般財源を確保することとしておりますが、地方財政収支の8月仮試算においては、地方交付税の総額について、交付税特別会計における前年度繰越分が見込まれないことから、出口ベースでは約7,400億円の減額となりまして、前年度比4.4%の減となります。

平成29年度予算は、昨年度策定された経済・財政再生計画における歳出、歳入両面の取り組みを進めるため、特に歳出改革に当たっては、無駄を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう厳しい優先順位づけを行うこととしており、年末から年明けにかけての予算案決定までにどこまで絞り込めるかが課題となっております。

また、経済財政運営と改革の基本方針2016、いわゆる骨太の方針では、国と地方の連携強化による地方行財政改革を進めていくこととしており、財務省は、国債と比較し地方債残高が横ばいである状況や地方の基金残高の伸びなどから、総務省に対しまして交付税配分額の基礎となる地方財政計画の見直しを要求しております。

今後も国、県の動向に細心の注意を図り、平成29年度予算編成に当たりたいと考えております。

そうした中、来年度の当町の予算編成方針ですが、歳入では、合併算定がえによる優遇措置や平成27年度に実施した国勢調査人口の減少などによりまして交付税の減収を見据えながら、健全で持続可能な財政運営ができるよう予算の重点化や事務事業の効率化、施設の適正配置にも取り組み、一層の経常経費の削減にも努めていかなければならないと考えております。

一方、能登町創生総合戦略の推進や人口減少の影響を受ける地域経済に配慮し、引き続き一般財源のシーリングを設定しない予算の編成方針といたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

編成方針はわかりました。

それで、新年度予算内容についてお聞きしたいんですが、町長自身、今考えておられる、思っておられること、主要事業をどのように考えておられるか。もし項目に挙げるとすればどのようなものになるのか、町長の今思っておられる思いをお聞かせいただければと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

新年度の主要な事業ということですが、主なハード事業では、新庁舎建設に着手しまして31年度中の完成を予定しているほか、老朽化した柳田、内浦の現庁舎につきましても、再整備に向けた基本構想の策定経費を計上する予定にしております。

また、今年度に引き続きまして能登町衛生センターの改良工事を実施し、し尿や浄化槽汚泥を下水道施設へと投入することで経済性と将来を見据えたし尿処理体制を構築したいと考えております。

農業基盤整備では、県営ほ場整備のほか、農村総合整備事業におきまして、継続1地区に加え新規3地区を予定しております。

また、道路橋梁事業では、社会資本整備総合交付金事業や地方創生道整備交付金事業を継続し、生活基盤の道路網整備を進めたいと考えております。

都市計画事業では、駅山手線街路整備事業を初め、小木地区都市計画再生整備事業におきましては、観光交流センター「イカの駅」の整備を図る予定であります。

また、老朽化した小間生公民館の建てかえも予定しております。

そのほか、金沢大学と締結いたしました人づくり・海づくり協定による教育研究を推進するため、多くの研究者や学生の招致を行い、町の振興につなげるため、基本的な整備構想に係る経費を計上したいと考えております。

また、ソフト事業では、能登町創生総合戦略や第2次能登町総合計画に基づきまして、1次産業の活性化や集落支援、定住促進や子育て支援等の具体的な施策を取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

主要な事業は今町長が述べられましたけれども、特に財源対策、これについては特に庁舎関係とかそういうことで合併特例債が必要になってくると思います。

そこで合併特例債については担当課長にお聞きいたしますけれども、当町の合併特例債の発行可能総額は119億5,540万円だと思います。今年度末、28年度末の合併特例債発行見込み累計額はどのくらいになるか、そして進捗率はどのくらいになるのか、お聞きいたしたいと思います。

また、現在、新年度の予算編成中でありましてけれども、新年度はどのくらいの特例債発行を見込んでおられるか、もしわかれば概算で結構ですから教えていただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

椿原議員の合併債についてのご質問にお答えいたします。

まず、合併特例債の28年度分の発行見込みと累計の進捗見込みであります。平成28年度の発行見込み額は8億3,220万円を予定しております。なお、今年度末までの発行額の合計は91億1,860万円を予定しております。

進捗率でございますが、本町の発行可能額119億5,540万円のうち約76%となる予定でございます。また、平成29年度の発行見込み額であります。約12億円を予定しております。

毎年国が作成し公表されております地方財政計画や地方債計画の動向を注視しながら来年度の予算の財源調整を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

わかりました。

それでは次に、2点目の町顕彰条例についてお聞きいたしたいと思います。

この顕彰条例は、町の振興発展に寄与した者について顕彰し、今後の町民の創意研究の美風を啓発し、町民生活の向上と町産業の開発振興を期することを目的として定めてあります。

この条例は、合併後2年目の平成18年4月施行となっておりますが、現在までに何名の方々に表彰されたか。平成19年2月から行われたと思いますが、年度ごとに担当課長にお聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

椿原議員のおっしゃるとおり、能登町では、町の振興発展に寄与された方について条例によって顕彰いたしております。能登町が誕生してから現在までに6回の表彰式が行われておりまして、16名の方々が顕彰されております。

詳しく申し上げますと、平成19年の2月28日に3名、同年、平成19年の11月3日に1名、平成22年3月1日に3名、平成23年11月3日に3名、平成24年11月3日に3名、平成27年3月1日に3名となっております。おおむね2年に一度のペースで表彰式を開催し、その都度1名から3名の表彰を行っております。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

わかりました。

去る11月3日の文化の日でありましたけれども、そのときは県内各市町の功労者表彰や文化賞等の表彰式が多彩に行われておりました。

当日の新聞での県知事や市、町長の日程には、19市町長のうち17市町長が表彰式典となっており、所用で市内とか町内となっているのはかほく市と能登町のみとなっておりました。やはり表彰式典は11月3日、文化の日が最もふさわしいのではないかと思った次第であります。

県内自治体の条例での式典の日は、11月3日と定めたのが12市町で、文化の日と定めたのが1市でありまして、期日を定めていないところでもほとん

ど11月3日に行っているようであります。

当町の条例では、顕彰時期は「町長が必要と認めるとき期日を定めて行う」となっております。顕彰の条件として7項目が挙げられておりますが、町の自治功績、各種公共事業功労、各種産業の開発と進展功績、町民の福祉功労、教育文化やスポーツの進展に貢献、そして町に多額の寄附をされた方々など、功労者は多数おられると思います。

そこで、提案といいますか思ったことを言うんですが、表彰期日は毎年11月3日と定めればと思いますし、人数も2名から3名程度とすればと思います。ちょっと調べてみたんですが、大体各市町では二、三名行われておるようでございますし。ただ、合併の3月1日ですか、そのときは2回行われておりますけれども、それは特別といたしまして、毎年必ず表彰式をするということで進めれば、例えば執行部内では各課長とか、それから各分野の団体とか、そういう部門別の方々から推薦をいただいて、そして顕彰審議会を開いて進めればどうかと思います、いかがでしょう。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員の質問に答弁させていただきますが、顕彰条例表彰式の開催につきましては、県内各市町の動向を見ますと、11月3日の文化の日に合わせて行っており、被表彰者も二、三名が主でありました。当町でも被表彰者がおられる場合には表彰式を11月3日の文化の日に行っているほか、町の合併記念式典が行われる年度には、その式典とあわせて3月1日前後に行っております。

今年度におきましては、能登町とかほく市のみ表彰式が行われなかったのは把握しております。この場での詳しい選定方法の発表は差し控えさせていただきますが、毎年、関係団体あるいは役場担当課からの推薦等を募集しております。今年度におきましても顕彰条例被表彰候補者として俎上に上がった方もおられたのですが、まだまだ現役で活躍されている方や、あるいはこれからもさらに活躍されるであろう方々であったため能登町顕彰審議会への諮問を見合わせたというのがことしの場合であります。

町としましては、この顕彰条例は、数ある町の表彰の中でも非常に重要なものと考えております。そのため、毎年の表彰式ありきで被表彰者を審議するのではなく、真に表彰する時期になった方があらわれたときに表彰式を開催するようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたい

というふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

町民の一部から、かほく市と能登町だけどうなったんやと言われるさかいに、いや、ちょこちょこやとれんけどたまたま今回なかったんやろうというふうなことで言うておきましたけれども、そういう意見もありましたので、今回の質問をしたわけでございます。

それでは次に、3点目の児童生徒の部活動移動に関する状況についてお聞きいたしたいと思います。

去る10月8日に、七尾市ののと里山海道で隣の珠洲市緑丘中学校野球部のマイクロバスとワゴン車が正面衝突した事故があり、児童生徒の部活動移動に対して問題となっております。2名の死亡者が出た悲惨な事故であり、今後このようなことがないようにしていかなければならないと思います。

例えば、きょうの珠洲市の議会でも一般質問が10名ばかりおられるそうですが、この関係の質問、5人ほどおられるそうでございますが、そこで非常に関心のあることございまして、そこで教育長にお聞きいたしますが、当町の児童生徒の部活動移動に際し、生徒の安全確保に対する体制はどのようになっているか、お聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

椿原議員の質問に答えたいと思います。

今回、珠洲市立緑丘中学校の移動時の事故につきましては、教育に携わる者としては痛恨のきわみであります。亡くなられた2名の生徒さんのご家族、ご親戚の方々のお気持ちを察するに、今なお悲しみと大きな喪失感にあります。お悔やみの言葉もありません。ただただお二人のご冥福を祈るばかりであります。

本町では、部活動の移動に際し、県大会などの公式試合への参加の場合は基本的には公費負担で運転手を含めバス業者等に依頼をしております。しかし、練習試合等にはレンタルのバスや自家用車を保護者、教員が運転する場合があります。

町では、能登町児童及び生徒の引率に係る自家用車等の使用に関する要綱を定め、教員が引率のため自家用車を使用する場合は事前に学校長の届け出を提出することになりますが、例えば、運転する教職員が免許証を取得してから3年を経過していない場合、また当該自家用車等の運転になれていない場合、また、運転する教職員が過去1年以内に道路交通法に違反した事実がある場合や、運転する教職員の心身の状態が自家用車等の運転に適しない状態にあると認められる場合など、学校長が適当でないと認める場合などは承認しないものとし、運転管理に努めているところであります。

今回、珠洲市立緑丘中学校の野球部の事故を受け、各学校の校長には改めて能登町児童及び生徒の引率に係る自家用車等の使用に関する要綱の周知徹底と、部活動の練習試合等の移動について、原則、保護者、教員が運転しないように、参加の是非を含め慎重に判断するように指導しております。今後とも児童生徒の安全確保を第一に部活動を推奨したいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

大変子供が少ないときでありまして、大変貴重な若い命が絶たれたわけですので、やっぱり部活動移動に対して慎重なる対策をとっていただきたいということでございます。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、7番 椿原安弘君の一般質問を終わります。

それでは次に、10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

12月定例会議の最後の質問になりました。

私は、力以上の通告をして、ちょっと時間が誤りかわかりませんが、割愛する質問要項も出てくるかと思えますけど、できるだけ通告した質問を質問したいと思えますので、よろしく願いいたします。また、答弁に至っては簡潔に明瞭な答弁をいただきたいと思えます。

それでは、順番は前後しますが、まず宇出津港水産加工処理施設について

お伺いします。

これは漁業関係者の強い要望のもとで建設の運びとなった施設でございます。町民も大変関心のある事業であり、町長は、ことしの2月5日の臨時会議に先立って行われた全員協議会の中で私がこの加工処理の施設をちょっと質問したら、町長はもうからない事業はやらないと言った経緯があります。私は、この施設を有効的に活用し、地域おこし、また漁業関係者が潤い、さらに雇用を生み、6次産業まで構築できれば幸いであると私は考えております。

町長も執行の皆さんも知ってのとおり、私はこの施設の建設に当たって当初から反対の意見は申しておりません。ただ、これから述べることに對して、若干の危惧するところがあるので、その点をちょっと質問しますので、お答えいただきたいと思います。

そこでまず、完成後の今後10年ぐらいの見通しを町長はどう試算されているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問に答弁させていただきますが、今年度完成を予定しております能登町宇出津港水産物鮮度保持及び加工処理施設におきましては、議会の皆様にも何かとご協力をいただき感謝しております。

まず、10年後ぐらいの見通しというお話なんですが、何分ゼロからのスタートということでありまして。加えて、町内には類似施設もありませんので具体的な数字をお示しするのは難しいことではあります。指定管理候補者の申請書にあります3年間の事業計画に基づきますと、順調に収益を上げ、初年度には新規従業員2名及びパート2名、2年目からはパートも4名とするような計画となっております。

町としましては、10年後もさらなる雇用創出、水産業の活性化を期待してこの施設を建設してまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

私も、今町長が答弁されたとおり初めての事業であり、従来、何年と営々と経営されていれば計画性も立ちますけど、いきなり私はそういう強いことを言

いません。当初3年ぐらいは2名の職員でパート2名、その後は4名ということです。私も冒頭、先ほど申しましたとおり、この施設に雇用を生んで、少しでも町民が潤うような施設になっていければと思い、聞いたわけです。

それと、私も知識不足でございますので、ここで冷凍加工処理される魚の種類はどういったものがあるのか。私が考えられるのはイカとかアジとか何かブリとか、そういった類いしか私はちょっと思いつかないんですが、どういう魚種を冷凍加工されるのか、ひとつご答弁いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、加工する魚種ということではありますが、宇出津港や能登町内に水揚げされる水産物を中心とした加工というのを考えております。魚種につきましては、ブリ、ガンド、タイ、シイラ、タラ、イワシ、アジなどの1次加工を考えているということでもあります。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

私の知らない魚もちょっと出てきました。

これを加工処理するわけでございますけど、私は当初、2月の全協の質問にも町長に申したかなと思いますけど、処理された商品、あの時点ではまだ事業も進捗しておらんし、完成も来春ですけど、ここでできた商品の販売先、そしてまた、これも難しいかと思えますけど、どれぐらいの売り上げを想定されているのか、ひとつご提示いただければと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員ご質問の販売先と売上目標ということではありますが、取引先につきましては、今現在、石川中央卸売市場さんと交渉を進めている段階であります。

販売目標につきましては、申請書に基づいてお話しさせていただきますと、

3年後には約8,000万円の売り上げを見込んでおります。これは目標値としてお話しさせていただきたいというふうに思っています。

この施設は、近年停滞ぎみの水産業の活性化を図り、新たな雇用の創出を生み出し、町の発展に寄与すればと考えていますので、議員の皆様にも、それから多くの町民の皆さんにもご理解とご協力をお願いも申し上げたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

先ほども町長は初めての事業だからと言いまして、この売り上げに対しても3年ぐらいのめどで約8,000万。これは私は多いのか少ないのかわかりませんが、この処理施設に携わる指定管理の人たちは、恐らく8,000万ぐらいの売り上げでは満足せんような金額かと思えます。

とりもなおさず、何回も申しますけど、この8,000万がもう一つ丸つくような格好で、あこの新港、にぎわい創出の場となればと、私はそういうことを想定してこの質問をしたわけです。ぜひ指定管理者には町長のほうからもしっかりとした経営に取り組んでいただきたいことを申し添えて、この質問を終わります。

次、先ほど、私も通告しましたが、河田議員がるる細部にわたっての質問をしましたので私は余り質問することがないんですが、一つだけ町長にお考えをいただきたいと思えます。

町長も合併以来3期12年、その中にはいろいろな葛藤の中、職務に携わってきたと思えますけど、町民の中にはいろいろと声を上げる人もおりましたし、私も個々の事業の説明はいたしませんけど、ちょっと首をかしげるような事業もあったのも事実です。それはそれとして、済んだことはもう申しません。

出馬となれば恐らく、先ほど河田議員の質問の中にも町長は申されていますけど、私は一つ町長にちょっときついことを言うかもしれませんが、私なりの思うところによると、合併して12年、町長は反論されるかもしれませんが、町民に夢や希望を与えるような施策がなかったんじゃないかなと。今後4年待てば町もこう変わるのか、町長は私たちにこっぴど我慢してくれと言うた。こっぴど我慢すれば3年後、6年後にこうなるんかという、そういう夢や希望を抱くような施策が私はなかったんじゃないかと。役場として職務を滞りなくする、そういう仕事はそこそこ可もなく不可もなくやってきたかと思えますけど、私はどうも町民に夢を与えるようなことはなかった。それと類似しますけど

ど、町長は果たしてこの町をどうしたいのか、何をしたいのか、そういう町民にアピール、問いかけというか、そういう言葉もなかったんじゃないかと私は思うんです。

そこで、先ほど河田議員の質問にも答弁されていましたが、そういった点が私は先ほどの答弁を聞いておっても、第2次計画書に載っておるようなことをすらすらと申し上げた点だったと思いますので、この際、来春出馬すると先ほど記者会見もされましたので、ここに、町民に明確に町長ご自身の第4選に向かったの能登町をこうしたいんだということを、こういう町にしたいんだということを恐らく考えておいでると思う。これは答弁書は要らない。自分の思いを率直に述べていただければいいと思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私が初めて能登町の町長選挙に出馬したときに掲げたのが、町民が住んでよかったと誇りの持てるまちづくりに全力を挙げるという目標でした。今も変わりませんので、この目標に沿ってやっていきたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

河田議員の質問にも、町民のためになるかどうかということを考えて町政を粛々と執行していきたいという答弁をいただいています。もう少し本当言うたら肉づけのあるような答弁をいただきたかったかなと思いますけど、有言実行も必要だし、男は黙って何とかという言葉あります。そういう心に秘めたものがあるがならぜひ、恐らく選挙戦になればそういう言葉も町民に言っていかなければならない、そういう機会が出てくると思いますので、そこに町民が落胆しないような、ひとつ明確な自分の思いを述べていただきたいと思います。

それでは次に、能越道路が開通し、また能登空港も開港し何年かたっています。そしてまた、ことしは新幹線効果で輪島、能登町は余り恩恵を受けておらないようですけど、能登全体に、輪島市なんかは特に恩恵を受けているような話を聞きます。そこで、いろいろな観光客が能登町へも恐らく訪れていると思います。

そこで、能登町、歴史あるこのふるさと能登で、合併前からも恐らく幾つかのものはあったと私は記憶していますが、私もこうしていろいろ仕事とかいろいろなところで回っても、町の指定文化財、これが余り目につかないというか、あるのかないのか。ある場合は、そういうきちとした表示がしてあるのか。また、そういう指定交付書などはしっかりと発行されているのか、ちょっと私は不安に思います。交付書は恐らくどこかに保管されていると思いますが、そういう支柱なり看板なり、また交付書に発行した同じ言葉をまた看板に書くのもいいと思います。

そこで、町全体で何カ所あるのか。それと、指定交付書の有無と看板等の設置状況はどうなっているのか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、向峠議員のご質問に答えたいと思います。

能登町の文化財の指定件数ということですが、平成28年12月1日現在で340件でございます。内訳としまして、国指定が10件、県指定が16件、町指定が314件でございます。文化財の所有者や団体の皆様におかれましては、日ごろ文化財の保管、管理、また保存、継承についてご尽力をいただいております。大変感謝をしているところであります。

さて、質問にありました町指定文化財の指定書交付と看板等につきましてのことについて説明したいと思います。

町指定文化財は、最近のものでは、平成28年5月10日に能登町久田にあります日枝神社の銅造聖観音懸仏が町指定になっております。この懸仏は鎌倉時代につくられたと推定されておまして、時代的には古く、大変貴重であるということで町の指定文化財となりました。

町指定の文化財に指定されますと、文化財の所有者や保存団体に指定書を交付しております。おのおの所有者や保存団体の皆様が大切に保管されると思えますし、町でも指定書の控えを保管しております。

次に、看板等の設置でございますが、町指定文化財につきましては、基本的には標柱、白色で塗られた木柱であります。これを設置しております。ただし、町指定の場合でも無形文化財や無形民俗文化財、個人宅で所有しているものなど設置していない場合もございます。また、解説板につきましては、県指定文化財や国指定文化財は設置してありますが、町指定文化財については、町指定天然記念物の御所桜や宝暦杉、町指定史跡の末次城、町指定名勝の恋路海

岸や九十九湾など、地域を代表するものや特色あるものが文化財、観光地となっているところでは解説板を設置している例はあるものの、件数がかなり多いことから全ての文化財には設置していない現状であります。

解説板につきましては、今後、必要に応じてさらに設置することも検討したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

今、教育長がるる答弁されました。確かに件数も多いですね。また交付書になると家屋の中に保存されたりするものもありますから、一概に全部旅行者や町民が目にすることはできんと思えますけど、28年度に文化財に認定した神社とか、それはまた立て札等でも若干説明のつくものは設置していただきたいなと思います。

とりもなおさず、そういう歴史のあるものには関心を持っていただきたいし、私自身も能登町に住んでおって、なかなかそういうのに出くわすことはないので、できるだけ第三者にも丁寧な説明をいただけるような行政措置をお願いいたします。

それでは次、私も兄弟が多かったせいか、死んだおやじのかい性がなかったせいか、税金滞納ですね。子供のときに私はそういう経験ありますよ。お偉いさんが来てべたべたと、冷蔵庫とかテレビとか全部張っていきました。何したんやらなと思ったけど、後からうちの死んだ母親に聞いたらこういうわけやと。うちのおやじも納めなならんと努力したけど、何せ稼ぎが悪かったから。そういう時代もありました。

ところで、今、能登町も考えると、まだ都市部では景気がよくなったとかいろいろ騒がれていますけど、納めたくても納められない人もおいでるかと思えます。

そこで、町税滞納について現在あるのか。あるとすればどれぐらいの数なのか。また、その個数、金額、私も経験のある差し押さえ物件はあるのか、それをご答弁いただきたいと思えます。

議長（鍛冶谷眞一）

税務課長 干場勝君。

税務課長（干場勝）

それでは、町税の滞納についてご説明させていただきます。

町税の滞納については、平成27年度決算書及び主要施策の成果説明書においても記載してあるところでございますけれども、平成27年度末では、一般会計における町税全体で現年度と滞納繰越分を合わせて874件、1億789万4,098円でございます。国民健康保険特別会計の国民健康保険税では、273件、8,327万9,613円でございます。

差し押さえ件数等でございますけれども、現在、主に預貯金、給与、保険の解約金、所得税の還付金等の差し押さえを実施しており、平成27年度末までに53人、平成27年度収入となったのは870万122円となっております。

現在、不動産、動産の差し押さえ物件はございませんけれども、滞納者の財産調査を進める中でインターネット公売に向けての情報収集も行っているところでございます。

税法においては、租税法律主義と公平負担の原則の二大理念によって運用されており、多くの納税義務者の方々が納期内納入をしていただいている一方で、一部の納税義務者の方には納期内納入をしていただけない現実もございます。公平負担の原則と租税法律主義の原則に基づいて、国税徴収法及び地方税法にのっとり徴収事務を行っているところでございます。

収納対策の具体的な取り組みといたしましては、納期ごとの督促状の発送、年3回、5月、8月、12月でございますけれども、その滞納整理強化月間での催告状の発送や、税務課一丸となつての電話、臨戸訪問による納付催告を行っておるところでございます。

また、石川県、奥能登2市2町で構成しています奥能登地区地方税滞納整理機構へ滞納整理を一部移管しているところであります。通年的には、滞納されている方の財産等の調査により病気、災害、事業の著しい損害等を見きわめて、差し押さえ、猶予、停止等、それらに見合った滞納整理を進めているところでございます。

今後も奥能登地区地方税滞納整理機構と連携をとりながらさらなる収納に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

課長が答弁されたとおり、そんな悪質な人はいでんと思うけど、やはりいろいろな生活の境遇におる人も、私も先ほど恥ずかしい話を言うたけどね、皆

納めたいんですけど、やむを得ずそういう延滞になっておる人もおいでると思います。

皆さんも知ってのとおり、国民の3つの義務、労働、教育、納税の義務でございますので、また優しくというか、取り組み方にはひとつ最善を尽くしていただきたいと思います。

それでは最後に、新庁舎についてちょっと質問いたします。

これは大変町民にも関心のある事項で、また、なおかつ来春の町長選挙の、今出馬表明されておいでる人もこれを争点にしたいという考えを持っておいでるそうです。

そこで、皆さんもご承知のとおり、能登町の将来予想される人口減を考えたとき、庁舎の規模、建設費などをどう試算されているのか。まずそこらあたりからひとつ町長の所信をお伺いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問に答弁させていただきますが、まず新庁舎の面積あるいは規模ということではありますが、昨年度に策定しました新庁舎建設基本構想を作成する中で検討しております。考え方としましては、これからの人口減少を踏まえまして、必要最小限の面積で、かつ平成32年の開庁時に無理なく業務が可能な面積としております。また、他の自治体の事例や国の定めます庁舎面積算定基準などを踏まえて算定もしております。

なお、庁舎の中で働く町の職員数は、将来の人口予測や他の類似自治体と比較した人数を考慮しました定員適正化計画を定めまして、町の規模に応じた職員数を確保するよう取り組んでおります。開庁時に新庁舎に入る人数は180人程度と想定しております。人口が減少するに伴いまして職員数も減ることとなりますが、新庁舎につきましては、職員の減少や役場組織編成の変更があった際にも柔軟にスペースの使い方を変更できるように設計し、効率的でコンパクトな庁舎を目指していきたいと思っております。

また、基本構想では、人が集い、憩い、交流し、町の活性化に寄与する庁舎であることが求められております。新庁舎は、町民の多様な交流の場となるロビーや研修室、ホールなどを計画し、隣接しておりますコンセールのとと連携し、その機能や効果をより発揮できるような計画としております。

建設費総額につきましては30億円規模になるかと想定もしております。詳しい金額については、これから実施設計を踏まえて算定していくことになりま

すが、いずれにしましても、町民の利便性を向上させ、町の活性化の基点ともなり得る愛される新庁舎を目指して準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

今、町長はコンパクトで効率化を目指した、そういう庁舎と言いました。

私は、庁舎等の在り方検討委員会の委員長報告で、合併特例債を主たる財源として建てるべきと、そういう答申をしたわけでございます。そういう経緯もありまして、私は建てることには、もろ手挙げてというわけにはいきませんが、一応あの委員会においてもやむを得ないと、そういう結論を出したわけです。

そこで、町長は総額約30億円と申しました。先ほど椿原議員の合併特例債の使用状況というか割合はどうなっているのかと聞いたら、119億5,000万ほどの合併特例債で76%、約92億近くの消化済みと。これに30億足すとちょっと厳しいんじゃないかなと思いますね。

というのは、町長は事あるごとに答弁されています。第1次産業が大事やと。それは能登町民なら誰でもわかっています。そこで、私はちょっと提案したいのですが、あこに建っているコンセールのとは瓦ぶきやわね。あれと一緒にあるので、コンクリートとかもうそういう、昔のある党が言っていました。コンクリートと何たらと言うておったけど、もうそういう時代じゃないんですよ。せっかくあこにコンセール建てたから、あの建物と同類の木造を建てるべき。

そして先ほど私が申した、町長が第1次産業と言うなら、当町においても林業も大変大事な産業の一つです。そしてなおかつ、町長はどう認識をされているかわかりませんが、昔は能登、県道幹線軸でいろいろ道路にかかった人たちが立ち退きして、家屋の建設ラッシュがあって、そのときは大工さんは割と忙しくて、ある程度仕事にもなった経緯を覚えています。しかし今こうして見ますと、果たして大工さんたちの後継者がおるのかなと。担い手。これはやっぱりどの産業も一緒に、仕事がないから担い手が出てこないで、ここでやっぱり庁舎は木造に私はするべきやと思う。

町長も建設に当たっては、できるだけ多くの町民の意見を取り入れて建設に当たると、そういう答弁をなされています。そうした場合、ほかの市町はどうか知りませんが、能登町はこういう山深い町でございます。まして町長が日ごろ申されておる第1次産業を重要視するならば、ここはやっぱり木造建築に私は英断するべきかと、そう考えます。

先ほど申したとおり、今度の町長選の論争は恐らくこれが問題だと思います。町民が、そうか、建てるのはいたし方ない。ほんなら1次産業の木造で大工さんの雇用が上がって、そういう方向で町長が決断されるなら、いたし方ないとか賛同する人もふえてくると思いますよ。

ここはやっぱり政治力で地域の産業興しを含めて大工さんたちの雇用を図るべきだと思いますけど、町長はどうですか。ご答弁いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

新庁舎の建物本体の構造に関しましては、やはり災害時の防災拠点になることから、耐震や耐久性にすぐれた鉄筋コンクリートづくりで計画したいというふうに思っています。ただ、内装などの仕上げにつきましては、できる限り地元産の材料を取り入れて、町民の皆様にも親しみを持ってもらえるような庁舎にしたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

私も消防団員ですので、防災面から町長が突っ込んでくるとちょっと質問に困りますけど。

しかし、あの新庁舎へ逃げるのが妥当であるか、それよりももう少し遠島山とか長坂へ向かってとか宇出津小学校ぐらいたったらまだ大丈夫かなと思います。やっぱり庁舎だけで、それも木造にしたさけて、そういう可能な点もあるかと思います。

私は、私の言うとおりにせいかそういうことは言いませんけどね、先ほど何回もくどく申しますけど、能登町の現状を考えた場合、こうして見ますと、今まで建設業界の仕事は、町長は全部の腹いっぱいまでは出しておらんけど、随時こうして入札執行してきました。やはり能登町に大工さんがおらんようになったような、そういうことを想定すると私は本当に大変怖いことだなと。言葉は適切じゃないけど、絶滅危惧種に値する、そういう状況になりかねんと思うんです。

だから前回、プロポーザルが提示した図面は3件見ましたけど、私、2点目ですか、コンクリートって余り、町長、こだわらんでもいいんじゃないですか。

もう少し何階の場合の逃げる、避難はもう少し頭をひねれば出てくるんで、ここは小池さんの得意な言葉じゃないが、レガシーじゃないですけど、せっかく1次産業の自治体ですから、先ほど私が申したとおり大工さんの雇用も図って、ぜひそういう方向に進んでいきたいと思えますし、またこれの設計に当たっては、議会としても特別委員会を設置して大いに議員各位とも意見を執行側も拝聴して、それを取り入れていくべきだと私は考えますので、その点、ひとつまた、また今度、16日に何か設計の説明あるらしいけど、そのときもまたいい話を聞かせていただけるような方向であればなと思えます。

あと4分ほどあるけど、恒例に当たって浪花節を一つ。

私はこの間、たまに本を読んでおったら、ちょっといい言葉だなと思ったのが一つ。「誠は物の終始なり、誠ならざれば物無し、是の故に君子は誠を之れ貴しと為す」、そういう言葉です。これはどういうことかという、何事もまことによって始まり、まことによって終わる。ゆえに君子はまことをたつとぶ、そういうことです。いろいろと、この能登町に限ったことでないですけど、こういう経済が疲弊してくると、こういういい言葉がなかなか実践されんような世の中です。だけど、こういうときこそこういう言葉を重んじて粛々と人生を歩むべきかなと思えます。私もここで発言したからには、これに負けないようにひとつ自分ながら自問自答していきたいと思えます。

それと、この間テレビで言っていましたね。世の中に一番勇気ある者は何かといったら、高いところから飛びおることでもなく、火の中へ飛び込むものでもない。何が一番勇気ある人かといったら、正しい行いをやり通す、それが真の勇気ある者だそうです。そういう点、私は自分で言って、自分の戒めとしてこれから日ごろの行動を慎んでいきたいと思えます。

ことしもあと2週間余りとなりました。ことしは雪も若干おくられているそうです。いずれ降ってくると思えますけど、少しでも、町民のためを思うなら降らないほうがいいかと思えます。それと、私も消防団員でございますので、もう少しになって家屋火災などを出さないように、火の元には十分気をつけて新しい年を迎えていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、10番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、明日12月13日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日12月13日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日12月13日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月16日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 (午後2時09分)

開 会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまの出席議員数は、12人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1、議案第86号「平成28年度能登町一般会計補正予算」から日程第33、議案第118号「公の施設の指定管理者の指定について」までの33件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件のうち、只今、議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（鍛冶谷眞一）

総務産業建設常任委員会

委員長 椿原 安弘 君

総務産業建設常任委員会委員長（椿原 安弘）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第86号平成28年度能登町一般会計補正予算（第5号）歳入及び所管歳出

議案第95号一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第96号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第97号議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 98 号常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 99 号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 100 号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 101 号能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第 108 号「請負契約の締結について（平成 27 年度宇出津港水産物加工処理施設(建築)工事）」の議決の一部変更について

議案第 109 号公の施設の指定管理者の指定について

議案第 110 号公の施設の指定管理者の指定について

議案第 111 号公の施設の指定管理者の指定について

議案第 112 号公の施設の指定管理者の指定について

議案第 113 号公の施設の指定管理者の指定について

以上 14 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

次に

教育厚生常任委員会

委員長 金七 祐太郎 君

教育厚生常任委員会委員長（金七 祐太郎）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 86 号平成 28 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号）所管歳出

議案第 87 号平成 28 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 88 号平成 28 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 89 号平成 28 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 90 号平成 28 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 91 号平成 28 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 92 号平成 28 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 93 号平成 28 年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 94 号平成 28 年度能登町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第102号能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第103号能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第104号能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第105号能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第106号能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第107号公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定について

議案第114号公の施設の指定管理者の指定について

議案第115号公の施設の指定管理者の指定について

議案第116号公の施設の指定管理者の指定について

議案第117号公の施設の指定管理者の指定について

議案第118号公の施設の指定管理者の指定について

以上20件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に

陳情第1号介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める陳情書

以上1件は、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上をもって、只今、議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。
お諮りします。

議案第 86 号「平成 28 年度能登町一般会計補正予算」

議案第 87 号「平成 28 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 88 号「平成 28 年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第 89 号「平成 28 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第 90 号「平成 28 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 91 号「平成 28 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 92 号「平成 28 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第 93 号「平成 28 年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

議案第 94 号「平成 28 年度能登町病院事業会計補正予算」の以上九件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

有り難うございました。
起立全員であります。
ご着席ください。

したがって、議案第 86 号から議案第 94 号までの以上 9 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に

議案第 95 号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第 96 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 97 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第 98 号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第 99 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第 100 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 101 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第 102 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 103 号「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 104 号「能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 105 号「能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 106 号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 107 号「公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定について」

議案第 108 号「「請負契約の締結について（平成二十七年度宇出津港水産物加工処理施設(建築)工事)」の議決の一部変更について」の以上 14 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

有り難うございました。

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第95号から議案第108号までの以上14件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に

議案第109号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第110号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第111号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第112号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第113号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第114号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第115号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第116号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第117号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第118号「公の施設の指定管理者の指定について」の以上10件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

有り難うございました。

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第109号から議案第118号までの以上10件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に

陳情第1号、「介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保を求める陳情書」に対する委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時18分）

再 開

（午前10時20分）

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。

議長（鍛冶谷眞一）

本日、議会運営委員長小路政敏君から発委第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」及び総務産業建設常任委員長 椿原安弘君から発議第5号「日本海大和堆での違法操業外国船取締及び取締体制強化に関する意見書」並びに選挙第3号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、として日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、以上の3件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

発 委

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第1、発委第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長

小路 政敏 君

議会運営委員会委員長（小路 政敏）

ただいま上程されました発委第3号の提案理由の説明を行います。

発委第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出につきましては、地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これより、追加日程第1
発委第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を採決
します。
この採決は、起立によって行います。
原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

はい、ありがとうございました。
起立全員であります。
よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました、発委第3号の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

発 議

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第2、発議第5号「日本海大和堆での違法操業外国船取締及び取締
体制強化に関する意見書」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
総務産業建設常任委員長

椿原 安弘 君

総務産業建設常任委員会委員長（椿原 安弘）

ただいま上程されました。発議第5号の提案理由の説明を行います。

発議第5号、日本海大和堆での違法操業外国船取締及び取締体制強化に関する意見書の提出につきましては、能登半島の沖合（北北西約300km）には大和堆と呼ばれる漁場があり、中型イカ釣り船の漁場となっている。

しかし、近年、この大和堆で外国船の違法操業が目立っており、今年も例年にも増して、小型の木造船で5t程度の北朝鮮船、500t程度の「かぶせ網の中国船」と見られる漁船が200隻～300隻も日本のEEZ（排他的経済水域）内で操業している。衝突等の恐れから、釣り場を変える船もあり、本県中型イカ釣り漁業者にとってまさに死活問題である。

つきましては、日本のEEZ内で違法操業を繰り返す外国船の速やかな排除について『排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律』に基づき取締り及び体制強化が実効性あるものとなるよう強く要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

1 水産庁監視船による取締り及び海上保安庁と連携した体制を強化し、日本のEEZ内で違法操業を繰り返す外国船を速やかに排除を行うこと。

2 漁業資源の保全のためにも、かぶせ網船等の乱獲につながる違法操業に対する取締りをさらに強化を行うこと。

以上であります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これより、追加日程第2、発議第5号「日本海大和堆での違法操業外国船取締及び取締体制強化に関する意見書」を採決します。
この採決は、起立によって行います。
原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

はい、ありがとうございました。
起立全員であります。
よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

選 挙

議長（鍛冶谷眞一）

次に、追加日程第3、選挙第3号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第二項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には

能登町字真脇四十二字百五十二番地

河崎 重宏 君

能登町字出津新一番地

國分 雅史 君

能登町字上長尾ト部六十四番地

松井 英芳 君

能登町字小木十七字二十二番乙地

坂東 裕 君

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました河崎重宏君、國分雅史君、松井英芳君、坂東裕君以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員については、次の方を指名します。

第1順位

能登町字白丸三字六十二番地
豊若 幸紀 君

第2順位

能登町字笹川へ部五十四番一地
鍛冶 武司 君

第3順位

能登町字字出津チ字百四十番地一
佐野 勝二 君

第4順位

能登町字真脇四十二字十九番地
池上 正博 君

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めること
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました第1順位豊若幸紀君、第2順位鍛冶武司君、第3順位佐野勝二君、第4順位池上正博君以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、暫く休憩いたします。

(午前10時48分)

再 開

(午前10時51分)

副議長（椿原安弘）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長鍛冶谷眞一君から、議長の辞職願が提出されましたので、副議長椿原安弘が議長職を代わって務めさせていただきます。

議長辞職の件

副議長（椿原安弘）

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長（椿原安弘）

異議なしと認めます。

よって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

許 可

副議長（椿原安弘）

追加日程第4、許可第2号「議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鍛冶谷眞一君の退場を求めます。

(13番 鍛冶谷眞一君退場)

副議長（椿原安弘）

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（角 修一）

それでは、辞職願を代読します。

辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。能登町議会副議長殿、能登町議会議長鍛冶谷眞一。

副議長（椿原安弘）

お諮りします。

鍛冶谷眞一君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長（椿原安弘）

異議なしと認めます。

よって、鍛冶谷眞一君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。
ここで、鍛冶谷眞一君の入場を許可します。

(13番 鍛冶谷眞一君入場)

副議長（椿原安弘）

ただいま、議長が欠けました。

議長の選挙

副議長（椿原安弘）

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長（椿原安弘）

異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長（椿原安弘）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長の指名

副議長（椿原安弘）

議長に向峠茂人君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました

向峠茂人君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副議長（椿原安弘）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました向峠茂人君が議長に当選されました。

当選告知

副議長（椿原安弘）

ただいま議長に当選されました向峠茂人君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました向峠茂人君の挨拶があります。

新議長（向峠茂人）

ただいま、議員各位のご厚情により能登町議会の責任ある議長職にご推挙いただきありがとうございます。

私は歴代の議長から比べ、大変非力ではありますが議会と執行との中に立ち、皆様のご意見を拝聴しながら職務を全うして行きたいと思っております。

また、今年は兵庫県の号泣県議に始まり、国民の目は地方議会に大変厳しいことをございます。能登町議会においても基本条例を施行し粛々と議会改革を行っていますが、まだまだ、改革の余地があるかと思っております。

そういう意味におかれましては、能登町議会も更なる改革一層で町民の付託に応えられるよう頑張っていきたいと思っておりますので、議員各位の更なるご協力をよろしくお願い致します。

この度は、ご推挙ありがとうございます。

副議長（椿原安弘）

以上で議長の選挙を終了します。

休 憩

副議長（椿原安弘）

ここで、暫く休憩いたします。

(午前 11 時 00 分)

再 開

(午前 11 時 25 分)

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長辞職の件

議長（向峠茂人）

副議長椿原安弘君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 6 として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 6 として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

許 可

議長（向峠茂人）

追加日程第 6 許可第 3 号「副議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、椿原安弘君の退場を求めます。

(7番 椿原安弘君退場)

議長(向峠茂人)

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長(角 修一)

それでは、辞職願を代読します。

辞職願、このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。能登町議会議長殿、能登町議会副議長椿原安弘。

議長(向峠茂人)

お諮りします。

椿原安弘君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(向峠茂人)

異議なしと認めます。

よって、椿原安弘君の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

ここで、椿原安弘君の入場を許可します。

(7番 椿原安弘君入場)

議長(向峠茂人)

ただいま、副議長が欠けました。

副議長の選挙

議長(向峠茂人)

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定しました。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここで、暫時休憩します。

(午前11時30分)

再 開

(午前11時52分)

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休 憩

議長（向峠茂人）

暫時休憩します。

午後1時より再開いたします。

(午前11時53分)

再 開

(13時00分)

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7選挙第5号「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長の指名

議長（向峠茂人）

副議長に酒元法子君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました酒元法子君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました酒元法子君が副議長に当選されました。

当選の告知

議長（向峠茂人）

ただいま副議長に当選されました酒元法子君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました酒元法子君の挨拶があります。

新副議長（酒元法子）

ただいま、副議長と推挙されましたこと、改めて御礼申し上げます。未熟ですが、議長をお支ええして能登町発展のために努めさせていただきます。どうぞ皆様倍旧のご支援ご指導賜ります。ごあいさつと代えさせていただきます。

議長（向峠茂人）

以上で副議長の選挙を終了します。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここで、暫く休憩いたします。

(午後 1 時 0 3 分)

再 開

(午後 1 時 0 8 分)

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

「教育厚生常任委員会の会期終了後の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第 8 として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、「教育厚生常任委員会の会期終了後の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第 8 として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

継続審査の件

議長（向峠茂人）

追加日程第 8、「教育厚生常任委員会の会期終了後の継続審査の件」についてを議題とします。

追加日程第8、「教育厚生常任委員会の会期終了後の継続審査の件」を教育厚生常任委員長の申出のとおり会期終了後の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、教育厚生常任委員長の申出のとおり会期終了後の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（向峠茂人）

日程第35、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、平成28年第8回能登町議会12月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（向峠茂人）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木 一茂 君

町長（持木一茂）

平成28年能登町議会第8回12月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご

挨拶申し上げます。

さる6日から開会されました今定例会議では、平成28年度一般会計補正予算はじめ、条例の制定や一部改正、請負契約の変更や公の施設の管理者の指定など、多数の重要案件につきまして、慎重なる御審議をいただき、いずれも原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございます。

今会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても慎重を期して参りたいと考えております。

さて、先程は正・副議長の改選が行われ、議長に向峠議員が、副議長に酒元議員が当選されました。御就任を心からお祝い申し上げます。

お二人は、議員としての御経験も豊富で、町政全般について精通されており、今後の議会運営においても、その手腕をいかに発揮されんことを御期待申し上げますとともに、町政の推進につきましても御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年も残すところあと半月となりました。今年、能登町第二次総合計画がスタートした年でもあり、様々な取り組みを行ってまいりました。

5月には能登消防署が上町地内に完成し、町内各所へ迅速な対応を取れるようになりました。同じく5月には藤波テニスミュージアムも完成し、テニスの町 能登町を発信できる他にはない施設となっております。7月には金沢大学と連携協定を締結し、町と大学が協力して地域の活性化を目指すこととしております。8月からは能登高校魅力化プロジェクトの一環である まちなか鳳雛塾が本格始動しました。

また、水産業の発展のため重要な役割を果たす宇出津港水産物鮮度保持施設、加工処理施設を起工いたしました。9月には、柳田小学校をメイン会場に総合防災訓練を実施しました。

また、興能信用金庫さんと協働で取り組んでおります、国が提供するビッグデータを利用したRESASワークショップでは、社会人、インターン学生、能登高校生が町の課題を研究し、解決策を考案していただきました。

数々の成果を見た反面、更に将来に備えての課題も浮き彫りになった、極めて重要な一年であり、町といたしましては、今後とも町勢発展のため、挑戦するところは果敢に攻め、改めるところは真摯に反省するなど、町の成長期を町民の皆様とともに築いて参りたいと考えております。

最後に、本年もいよいよ押し迫り、日々厳寒に向かいます折から、議員各位には、御自愛くださいませ、晴れやかな新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

散 会

議長（向峠茂人）

以上で、本日は散会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

散 会（午後1時15分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月16日

能登町議会議長 向峠 茂人

会議録署名議員 南 正晴

会議録署名議員 向峠 茂人